

(案)

東京都子供・若者計画（第2期）

答 申

令和2年4月 日
東京都青少年問題協議会



目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	3
4 計画期間	3

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念	4
2 基本方針	4
3 施策推進の視点	5
4 一人ひとりの状況に応じた支援の重要性	8
5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携	9

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	13
2 社会形成、社会参加できる力の育成	23
3 社会的・職業的自立を支援	31
4 学びの機会の確保	37

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組	43
2 被害防止と保護	86

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上	101
2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成	110
3 子供・若者の育成環境の整備	114

第4章 推進体制等の整備

1 都における計画の推進体制	120
2 区市町村の役割	121
3 関係機関との連携の強化、人材の養成	125

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

東京都は、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指しています。子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものです。

都は平成27年、東京都子供・若者計画を策定し、子供・若者が社会の一員として敬愛され、かつ、良好な環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう、福祉、教育、雇用、男女平等、青少年健全育成等の各分野の施策において、様々な取組を行ってきました。

子供・若者を取り巻く社会状況は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、めまぐるしく変化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、若年無業者（ニート）、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。

こうした状況やこれまでの都の取組を踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「第二期東京都子供・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として策定します。

子供・若者への支援は、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となります。都では、令和元年12月に今後の都政運営の新たな指針として『未来の東京』戦略ビジョン』を取りまとめ、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」など20のビジョンを提示しました。さらに、子供・若者分野の施策を含む計画として、「東京都教育ビジョン」、「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都職業能力開発計画」等を策定しています。

本計画は、『未来の東京』戦略ビジョン』を推進する観点から、これまでに策定されてきた都の様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化することで、取組の状況を示すとともに、子供・若者支援に係る視点を示して、子供・若者育成支援を効果的に推進します。

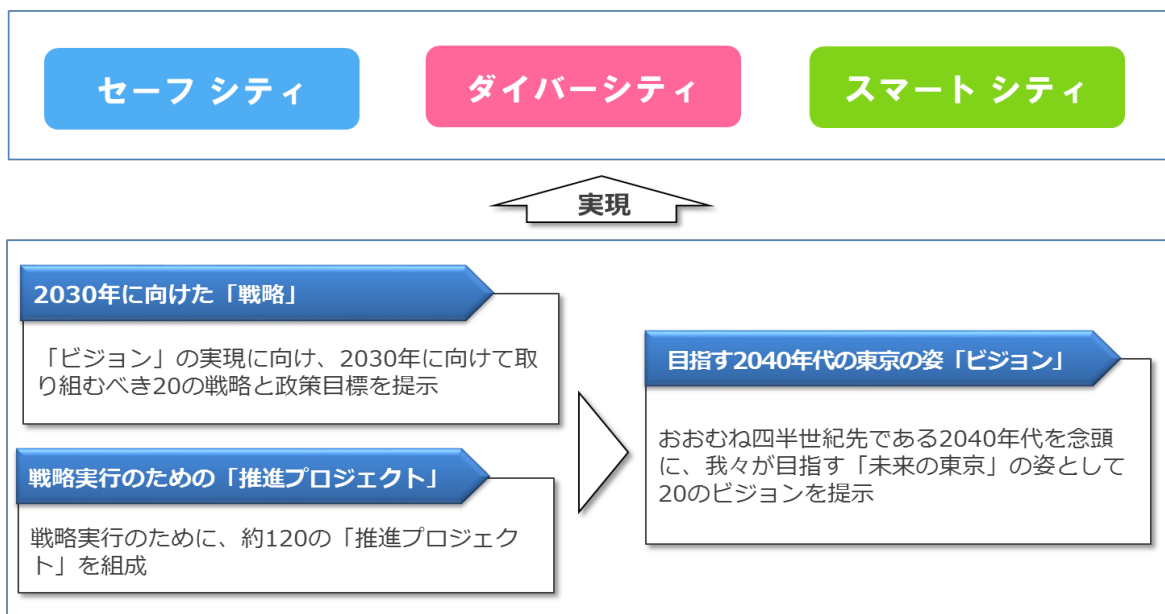
また、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するために、都のみならず、

区市町村、国、関係機関、民間団体等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

＜参考＞「未来の東京」戦略ビジョン(令和元年 12 月)

東京都では、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略の検討を進めており、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略ビジョンを策定しました。

- 2040年代の東京の姿「ビジョン」を目指し、2030年に向けた「戦略」と「推進プロジェクト」の実行を通じて「3つのシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。

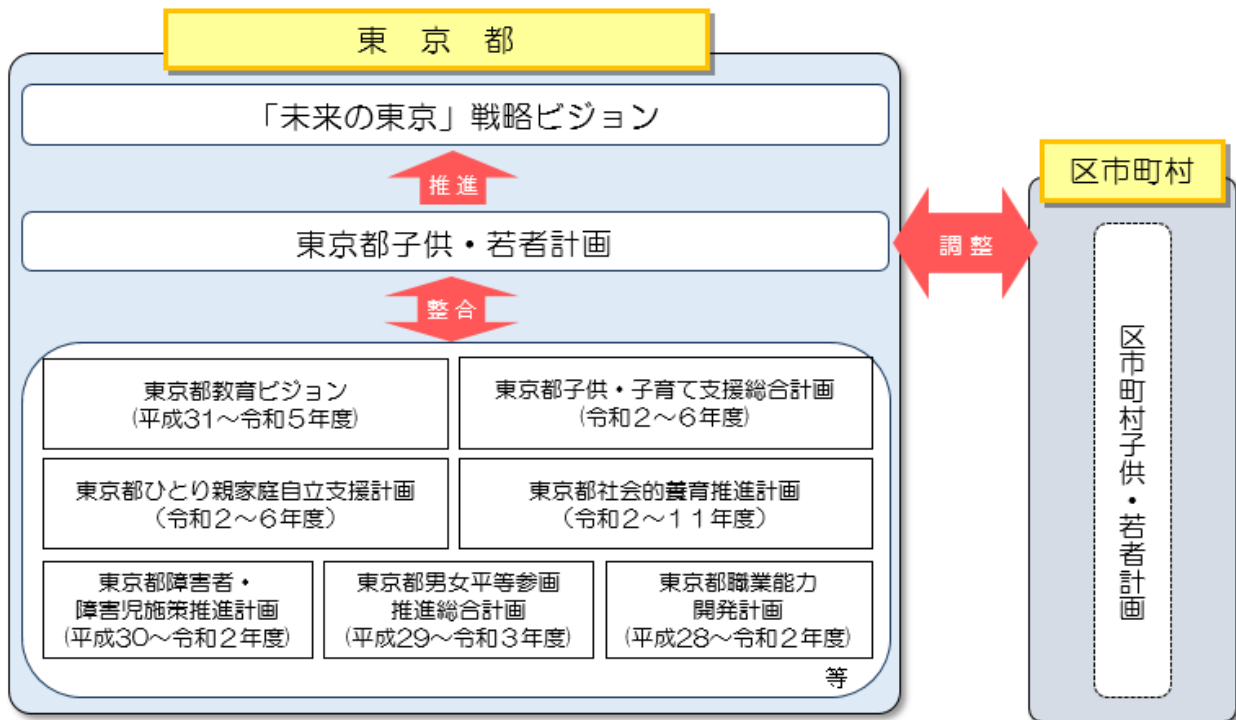


「未来の東京」戦略ビジョン抜粋 (P.30)

(例)「戦略1 子供の笑顔のための戦略」より

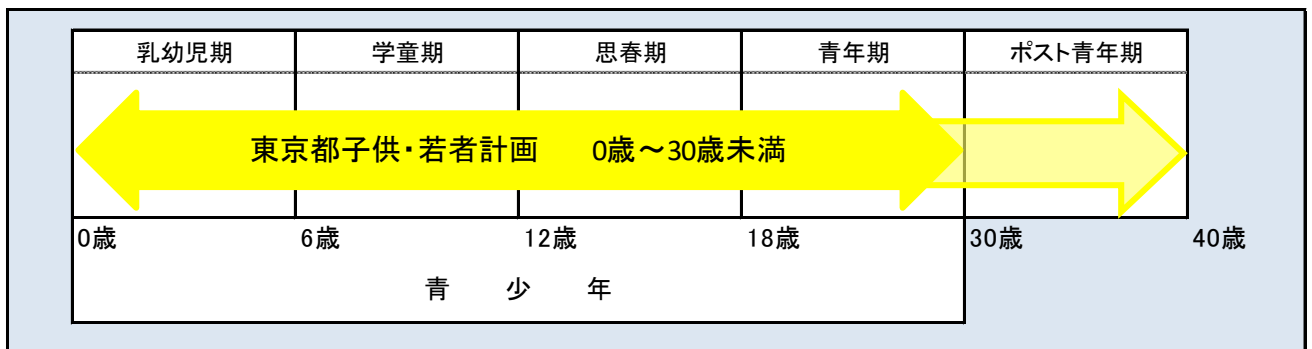


「未来の東京」戦略ビジョン抜粋 (P.86)



3 計画の対象

本計画の対象となる子供・若者の範囲は、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。



4 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子供・若者計画であり、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については多様な解釈が可能ですが、本計画では、子ども・若者育成支援推進法や子供・若者育成支援推進大綱等の主旨を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会の多くの人と関わり合い、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していける青年と位置付けます。

2 基本方針（基本理念の実現に向けて取り組むべき方向性）

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
- 2 被害防止と保護

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

3 施策推進の視点

視点1 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

- ・多くの人やモノ、情報が集積する東京には、多様な背景や価値観を持つ人々が暮らしています。これからの時代を生きる子供・若者は、自身が社会の一員であるとの自覚を持ち、違いを認め合いながら支え合い、よりよい社会を形成していく意識を持って成長していくことが望まれます。
- ・一人ひとりの子供・若者が自己を確立し、円滑に社会生活を営み、社会の能動的形成者となるためには、全ての子供・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子供・若者がその置かれている状況を自身の力で克服していけるよう支援していくことが必要です。
- ・また、子供・若者の成長や発達には個人差があるため、一人ひとりの心身の成長に配慮しながら、「将来」をよりよく生きることができるよう、子供・若者の「今」を支援することが必要です。
- ・支援に当たっては、子供・若者を大人と共に生きるパートナーとして捉え、その能動性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、その年齢や発達の程度に応じて最大限尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要です。

視点2 子供・若者の状況に応じて支援する視点

- ・子供・若者は、家庭、学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達していきます。
- ・子供・若者の支援に当たっては、青年期における社会的自立に向け、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行うことが求められます。
- ・支援の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限りません。子供・若者のその時々々の状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくことも重要です。
- ・また、子供・若者の困難や課題の背景には子供の育った家庭の抱える問題が影響している場合や、困難に陥った子供・若者を支える家族がともに困難に陥ってしまう場合もあります。
- ・子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて、家族も含めた支援を行っていくことが重要です。

視点3 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- ・子供・若者は、様々な人との関わりの中で成長していきます。子供・若者が様々な困難や課題を抱えこまないためには、子供・若者やその家族を社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。
- ・福祉、教育、雇用等、様々な分野で支援が行われていますが、子供・若者の抱える困難や課題には、複合的な要因や背景があることを十分理解した上で、複数の支援機関等が重なり合うような密接な連携、いわゆる“スクラム連携”を組み、情報共有等を適切に行って、子供・若者やその家族のどのような悩みや課題も取りこぼしなく支援していくことが求められます。
- ・次代の子供・若者を育てていくのは、親や大人の責任です。大人一人ひとりが社会の一員としての役割と責任を自覚し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要です。

<参考> (国)「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日)

策定の考え方

- ・全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- ・子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての的確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- ・全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

基本的な方針（5つの重点課題）

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成
- 5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。

4 一人ひとりの状況に応じた支援の重要性

子供・若者の発達には段階があり、社会的自立に向けた基盤となる「生きる力」は、乳幼児期から青年期に至るまで、それぞれの発達段階に応じて継続的に培われていくこととなります。

子供・若者は成長とともに視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていきますが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要であり、子供・若者の成長を支援していくに当たっては、発達段階ごとの特徴を踏まえた対応を行っていくことが重要です。

他方、子供・若者には一人ひとり異なる資質や特性があり、また、置かれた環境などによっても、その成長には個人差が生じます。それぞれの発達段階における特徴を踏まえた成長を達成し、継続性ある発達が期待されますが、それが達成されなかった場合には、その後の発達にも影響が生じる可能性があります。

子供・若者の成長を支援していくに当たっては、発達段階ごとの特徴を踏まえた対応とともに、子供・若者の能動性を引き出すため、その意見を尊重し、個人の状況に応じて一人ひとりに適した支援を行っていくことが重要です。

(1) 乳幼児期

乳幼児期は、親をはじめとする周囲の大人の愛情や信頼関係と安定した情緒の中で人間性の基礎が形成され、健康な身体が育まれます。

また、ほとんどの子供は小学校就学前に幼稚園、認定こども園、保育所等に通い、遊びなどの生活の中で基本的な生活習慣、集団生活のルールなど、健全な心身の発達の基礎を学んでいきます。

(2) 学童期（小学生）

学童期は、乳幼児期に主に家庭で培った、基本的な生活習慣を土台に、社会生活を送るうえで必要な基礎的な知識を身に付けると同時に、自然体験やスポーツ、文化活動などを通じて、心身の健全な発達を図っていく時期です。

(3) 思春期

思春期に入る青年前期から中期にかけては、基本的な知識とそれを応用する力を付ける時期です。また社会や自分の将来への関心を高める時期で、興味や関心、将来の目標を踏まえて学ぶ内容を選択していく時期でもあります。

一方、思春期には、子供たちの活動範囲や交友関係が拡大し、また反抗期を迎える時期でもあり、乳幼児期から家庭、学校、地域などで育まれてきた、生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。

(4) 青年期

青年期は、選択した進路において、社会人として自立する時期です。また、社会において必要とされる高度な知識や素養を学ぶ時期でもあります。

また、青年期から成人期への移行のプロセスが長期化する中で、その間の新たなステージであるポスト青年期という時期も生じています。

5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携

人間は、他者や社会との関わりの中で生きていく存在です。しかし、少子化や核家族化に加え、都市化の進展によって、家族や地域の子育て力が低下している都市部では、子供の成長・発達にとって必要な他者や地域との関係性が薄れ、経験や体験が不足しがちです。

子供・若者の成長を社会全体で応援していくことは、子供・若者一人ひとりが困難を抱えにくい環境づくりにもつながります。

家庭、学校、地域が、それぞれの特性を生かしながら、相互に連携・協力して重層的に支援し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが必要です。

(1) 家庭 –基本的な生活習慣等を身に付け、家族愛の中で心の居場所を見出す場–

子供の教育は、家庭から始まります。子供は、親をまねて、あるいは、親の叱る言葉や褒め言葉によって、しなければいけないこと、してはいけないこと、我慢しなければいけないことなどの規則や基本的な生活習慣を身に付けていきます。基本的な生活習慣が健康につながることや、努力や我慢をして物事を成し遂げると達成感など喜びにつながることを学ぶことは、子供の成長に大変重要なことです。家庭での教育を土台として学校や地域、社会でのルールやマナーが身に付いてくるのです。

さらに、子供は、親や大人への依存関係や信頼関係の中で安定した心の居場所を確保することになります。子供は誕生から一人立ちするまで、はじめのうちは全面的に、成長するにつれて距離をもちながらも、家族の愛や慈しみに守られて大きくなります。

このような意味で、家庭は子供の教育の原点です。

(2) 学校等 –社会で求められる知識・技能、人間関係の基礎などを習得する場–

子供たちは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能を学び、また、協調や競い合いの中で、人間関係の基礎を身に付け、社会に出る準備をします。

幼稚園・保育所などでは、遊びなどの生活の中で基本的な生活習慣にかかわることも含めて学んでいきます。小学校に入学すると、同年齢の子供たちと一緒に授業

を受けようになります。中学校、高等学校、大学・専門学校等と成長するにつれて、学ぶ内容を自分で選ぶようになり、次第に高度で専門的になっていきます。

さらに、同年齢の仲間や異年齢の子供たち、若者たちとの交わりや友人をつくるといった経験を通して、様々な刺激を受け、豊かな人間関係の基礎を培うこととなります。

また、社会で求められる知識・技能や人間関係の基礎などの習得のためには、一人ひとりの子供・若者の各成長段階を見通し、幼稚園・保育所から小・中学校、さらに高校・大学など、それぞれの学校間の連携は、欠くことができない大切なことです。

(3) 地域 一人間関係や社会の中での習慣や規則を学ぶ場一

子供たちは、自分の家庭以外の家庭や職業、生活に触れることで、今まで気付かなかったより広い世界があることに気付きます。また、地域の大人との関わりの中で、家庭では気がつかなかったことでも、大切にしなければならないことや、してはいけないことがあることを学びます。

さらに、年代や価値観の異なる多様な人間関係の中で、人と協力すること、あるいは、意見を異にしたときの対処の仕方などを体験的に学ぶこととなります。また、地域行事にかかわることは、子供たちにとって地域における共通の文化や価値観を共有するための貴重な機会でもあります。これら地域における様々な体験は、自然に、子供・若者たちに豊かな人間関係や社会における習慣やルールを身に付けさせ、同時に、地域社会への参加・参画を促すこととなります。

(4) 社会 一職業生活や社会貢献を通じて自己実現を図る場一

若者たちは、多様な働き方を通じて、経済的に独立するとともに、多くの試練を経験し、磨かれることで自立した社会人として認められていくようになります。また、多様な学習機会を活用して、働いていく上で必要な知識・技能、大人としての文化・教養を学んでいきます。

さらに、若者たちはボランティア活動やNPO活動の実践などを通して、社会への積極的なかかわりをもつことにより、よりよい社会をつくっていく役割を自らも担うことができると実感し、自己実現を図っていくこととなります。

(5) 連携体制の構築

子供・若者一人ひとりの状況や抱えている困難により、結果として子供・若者が孤立してしまい、必要な支援を提供できないこともあり得ます。社会全体で子供・若者の成長を応援できるよう、行政や民間支援団体などが、家庭、学校、地域の連携促進を図っていくことが求められます。

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ	全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
1	社会的自立に向けた「基礎」の形成 【1 基本的生活習慣の形成】 【2 確かな学力の育成】 【3 豊かな人間性の育成】 【4 健やかな心と体をつくる】
2	社会形成、社会参加できる力の育成 【1 時代の変化に対応できる力の育成】 【2 社会貢献の精神の育成】 【3 健康・安全に生活できる力を養う】 【4 多様な交流機会の確保】
3	社会的・職業的自立を支援 【1 就業能力・意欲の習得の促進】 【2 職業教育、職業訓練の充実】 【3 様々な就業支援】 【4 社会生活において必要な知識の付与】
4	学びの機会の確保 【1 就園・就学支援】 【2 様々な学習支援】
基本方針Ⅱ	社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
1	困難な状況ごとの取組 【1 いじめ】 【2 不登校・中途退学】 【3 障害のある子供・若者への支援】 【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】 【5 ひきこもりに係る支援】 【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】 【7 子供の貧困】 【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】 【9 自殺対策】 【10 特に配慮が必要な子供・若者への支援】
2	被害防止と保護 【1 児童虐待防止対策】 【2 社会的養護体制の充実】 【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】
基本方針Ⅲ	子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
1	家庭の養育力・教育力の向上 【1 子育て支援の充実】 【2 家庭教育への支援】
2	学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成 【1 開かれた学校づくり】 【2 放課後の居場所づくり】 【3 地域における多様な活動の展開】
3	子供・若者の育成環境の整備 【1 地域における子供の安全対策】 【2 社会環境の健全化の推進】 【3 若者自立支援の総合的な展開】

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

全ての子供・若者が、社会的に自立し、生き生きと活躍していく社会を実現していくためには、一人ひとりの子供・若者の「確かな学力」や自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」など、子供の「知」「徳」「体」をバランスよく育てていくことが必要です。

一人ひとりの個性や能力を十分に踏まえた上で、家庭や学校等において、子供・若者の心身の成長・発達を支援していきます。

【1 基本的生活習慣の形成】

- 子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。
- 乳幼児期に主に家庭で培った基本的生活習慣を土台に、小学校では、挨拶をすることや社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視するなど道徳教育を充実しています。中高生については、睡眠習慣をはじめとする生活習慣の改善などを図っています。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

【2 確かな学力の育成】

- 小・中学校においては、児童・生徒一人ひとりが「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう習熟度別指導や反復学習を行い、「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底します。
- 児童・生徒・学生が習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、高等学校教育の充実を図り、能力や適性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を開設しています。
- 生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、魅力ある専門高校づくりを進めます。
- チャレンジスクールやエンカレッジスクールなどにおいて、小・中学校や高校で十分な基礎学力を身に付けられなかったり、十分に力を発揮することができなかった生徒の学び直しを応援します。

【3 豊かな人間性の育成】

- 子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、自らを律しつつ、他者と協調

し、他人を思いやる心や感動する心など、多様性を尊重できる豊かな人間性を育てていきます。

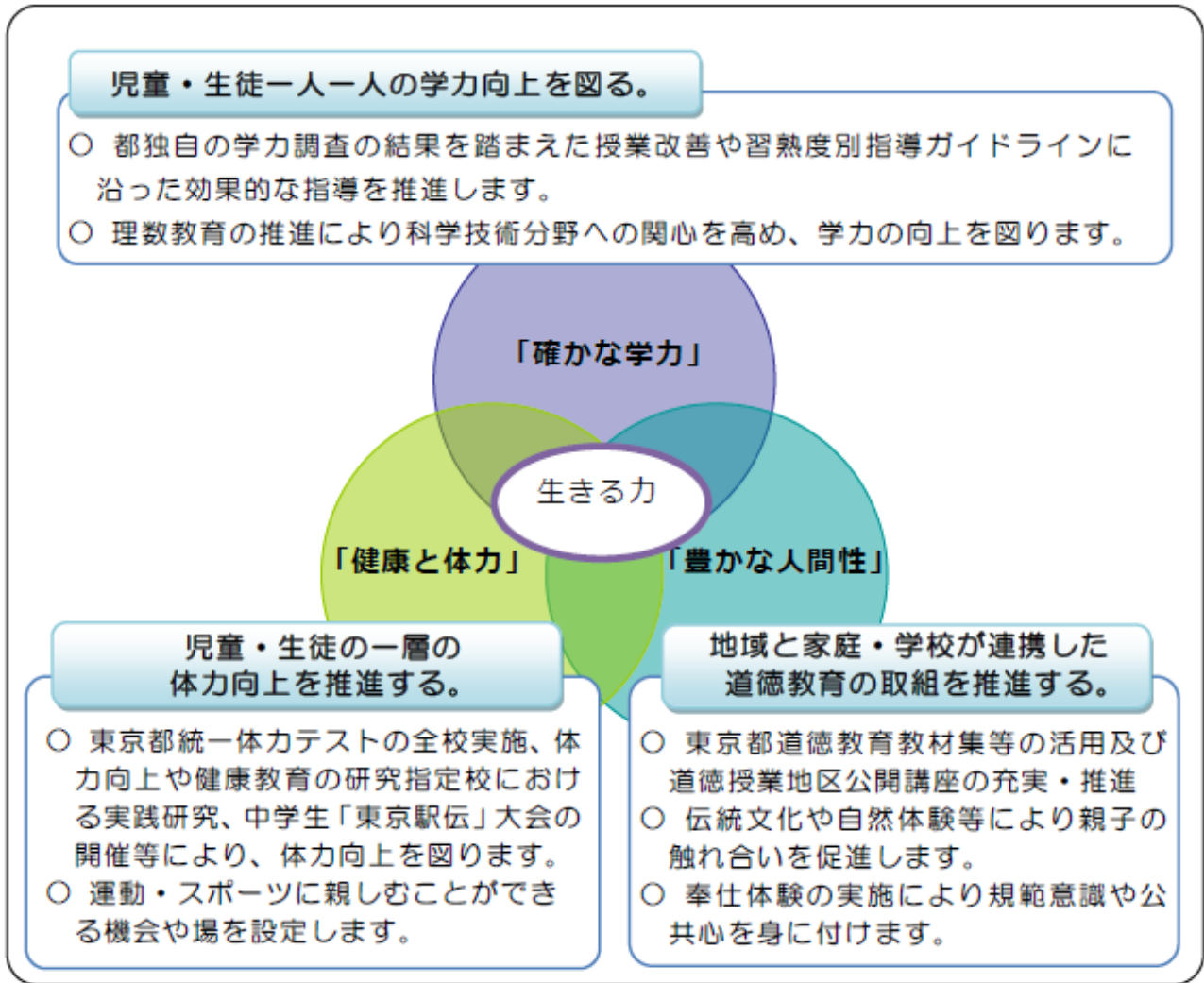
- 学校教育では、子供たちが誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にするとともに、思考力、判断力、表現力等を育成し、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりすることができるよう言語活動を充実し、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 子供が自分のよさに気づき自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう、「自尊感情測定尺度※」を活用しながら、「褒められる、認められる、感謝される」体験を増やしていきます。
- 道徳教育を充実し、社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育てていきます。
- 幼児・児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。

※自尊感情とは、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで子供の自尊感情の傾向を把握することができます。

【4 健やかな心と体をつくる】

- 子供の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本です。定期的な健康診断等により健康管理を行っているほか、感染症予防やアレルギー対策等に取り組みます。
- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる、生きる力の重要な要素です。子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、子供の生活スタイルを活動的なものにしていきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、スポーツを楽しむとともに、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進します。大会終了後も、本教育における取組をレガシーとして発展させていきます。

《子供の生きる力を育む環境の整備》



〈2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係る取組〉

東京2020大会を子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進するとともに、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するため、東京都オリンピック・パラリンピック教育を推進し、大会後も長く続く教育活動として発展させていきます。

【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画（第2期）」

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧

1- (1) 基本的生活習慣の形成

◇…新規事項

基本的生活習慣の形成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <p>・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。</p>	都 区市町村	教育庁
<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <p>・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</p>	都 区市町村	教育庁
<p>◆家庭での基本的生活習慣の確立としつけ</p> <p>・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的生活習慣や学習習慣を確立するための資料を作成、配布します。</p>	区市町村	教育庁
<p>◆食を通じた子供の健全育成</p> <p>・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。</p> <p>・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援します。</p>	都	福祉保健局
<p>◆公立学校における食育の推進</p> <p>・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。</p> <p>・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。</p>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

1- (2) 確かな学力の育成

①学力の向上

基礎学力の保障等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <p>・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。</p> <p>・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。</p>	区市町村	教育庁
<p>◆学力の定着（高等学校）</p> <p>・「都立高校学力スタンダード」に基づき、全都立高校（ただし、進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制課程及び通信制課程を除く）で自校の学力スタンダードを作成し、具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、</p>	都	教育庁

<p>指導内容・方法の改善を図っています。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。</p> <p>・学力向上データバンクを構築して、これまでに都教育委員会が作成した標準問題や各校が作成した学力調査問題を蓄積し、各校独自の学力調査問題の作成を支援します。</p>		
<p>◇ICTの活用による通信制課程の改善・充実</p> <p>・都立高校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備します。</p>	都	教育庁
<p>・東京都立大学では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。</p>	東京都公立 大学法人	総務局

②高校教育の充実

特色のある教育活動を行う学校	(実施主体)	(所管局)
<p>◆進学指導重点校</p> <p>・選定基準に基づく過去3か年の適合状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を継続して指定しています。(平成30年度から5か年間)【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】</p>	都	教育庁
<p>◆進学指導特別推進校</p> <p>・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまでの6校に加え新たに小松川高校を指定しています。(平成30年度から5か年間)【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】</p>	都	教育庁
<p>◆進学指導推進校</p> <p>・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまで指定していた小松川高校を除いた12校に加え、新たに多摩科学技術高校を進学指導推進校に指定しています。(平成30年度から5か年間)【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術】</p>	都	教育庁
<p>◆科学技術高校(科学技術科)</p> <p>・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】</p>	都	教育庁
<p>◆産業高校(産業科)</p> <p>・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】</p>	都	教育庁
<p>◆進学型専門高校(ビジネスコミュニケーション科)</p> <p>・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教</p>	都	教育庁

育を行っています。【千早、大田桜台】		
多様なタイプの高校	(実施主体)	(所管局)
<p>◆中高一貫教育校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 <p>【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお併設型中高一貫教育校については、高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大します。(富士、武蔵：令和3(2021)年度入学生から。両国、大泉：令和4(2022)年度入学生から。白鷗については、施設整備の状況を踏まえて実施時期を決定。) 	都 区市町村	教育庁
<p>◆総合学科高校（総合学科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】 	都	教育庁
<p>◆単位制高校</p> <p>(1) 多様な学習型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】 <p>(2) 進学重視型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 <p>(3) 専門型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】 	都	教育庁
<p>◆昼夜間定時制高校（単位制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】 	都	教育庁
<p>◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】 	都	教育庁
<p>◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山、中野工業】 	都	教育庁
学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適 	都	教育庁 (再掲)

性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。		
◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	教育庁 (再掲)

1 - (3) 豊かな人間性の育成

①人間関係力の育成

コミュニケーション能力の向上	(実施主体)	(所管局)
◆言語活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	各学校	教育庁
◇「自尊感情測定尺度（東京都版）」 ・自尊感情とは、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで子供の自尊感情の傾向を把握することができます。	都	教育庁
子供の読書活動の推進（「第三次東京都子供読書推進計画」）	(実施主体)	(所管局)
◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデイジー図書等 I C T 機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
様々な体験活動の機会の提供	(実施主体)	(所管局)
◆体験活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	各学校	教育庁
◆青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する優れた	都 区市町村	生活文化局

取組を、「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施します。		
◇高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 ・都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。	都	教育庁

② 規範意識、社会性の育成

道徳教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	区市町村	教育庁
◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都	教育庁
◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・小学校において児童による継続的な動物飼育を円滑に実施するために、獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、実践する「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していきます。	都	教育庁
人権の尊重	(実施主体)	(所管局)
◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
規範意識等の醸成	(実施主体)	(所管局)
◆「都立高校生活指導指針」 ・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成しています。	都	教育庁

1－(4) 健やかな心と体をつくる

アレルギー疾患対策	(実施主体)	(所管局)
・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。 ・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（平成29年度作成）に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。	都	福祉保健局
・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

体力向上の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」（アクティブプラン to 2020）</p> <p>（1）運動量の十分な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投げる力」の強化 ・軽スポーツや障害者スポーツ等を活用した取組の推進 ・中学生「東京駅伝」大会の開催 ・児童・生徒の運動時間の十分な確保 <p>（2）具体的な目標に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校において「アクティブスクール」を展開 ・東京都統一体力テストの活用 ・体力テスト実施日程の統一 ・児童・生徒を対象とした顕彰 ・児童・生徒の日常の身体活動量の実態把握 <p>（3）優れた実践の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における健康教育の推進 ・優れた取組や実践の普及 ・中学校における体力向上実践研究 ・中学校における体力向上のモデル事業の展開 ・コーディネーショントレーニングの普及 ・特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰 ・専門研修の充実 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校における体育授業等の充実 ・武道・ダンスの技術力、指導力の向上 <p>（4）部活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の競技力向上 ・部活動指導員配置による部活動指導の充実と教員の勤務負担軽減 ・運動部活動指導者の技術力・指導力の向上 ・体育連盟と連携した運動部活動指導者の育成 	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆「東京都体力向上努力月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進します。 	区市町村	教育庁
<p>◆中学生「東京駅伝大会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを襷（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。 	都 区市町村	教育庁
<p>スポーツを通じた心身の健全育成</p>	(実施主体)	(所管局)
<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を策定し、同年4月から、都内全公立学校・園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。 ○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開 ○発達段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」 ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」 	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

<p>○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」</p> <p>○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」</p> <p>○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」</p> <p>○様々な文化に対する理解促進に向けた取組を行う「文化プログラム・学校連携事業」</p>		
---	--	--

2 社会形成、社会参加できる力の育成

情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、現在の子供・若者を取り巻く社会状況はめまぐるしく変化しています。変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する能力を育てていく必要があります。

さらに、社会の一員として社会に貢献していくためには、公共の精神をもち、社会に主体的に参画し、よりよい社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが必要です。

【1 時代の変化に対応できる力の育成】

- 世界を舞台に活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、小学校段階では、外国語活動・外国語の指導が適切に行われるように支援するなど、英語教育を充実します。
- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次世代のリーダーとなる人材を育成するため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを推進します。
- 同時に、日本の伝統・文化を理解するための取組を推進し、日本人としての自覚や誇りを涵養します。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、東京の成長を支え、新たな価値を生み出していくことができるよう、将来の科学技術をリードする人材を輩出していきます。
- 情報教育等により、ICT（情報通信技術）活用能力を高めるとともに、情報モラル教育を推進します。
- 東京都立大学及び都立産業技術高等専門学校においては、Society 5.0 時代を牽引する人材の育成に取り組めます。

【2 社会貢献の精神の育成】

- 子供・若者が社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を充実します。高等学校では、道徳的な価値観を深める学習と社会との関わりの中で自分の生き方を考え、行動する力を育成する学習とを一体的に学ぶため、東京都独自教科「人間と社会」を推進します。
- 持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs に関する教育を推進するなどし、これからの社会に生きる子供たちが、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題と考え、解決していくための能力や態度を育てていきます。

【3 健康・安全に生活できる力を養う】

- 学校では、児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動する実践力を育成し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる健康的な生活習慣の確立を図っていきます。
- 思春期の子供が心の健康づくりや性感染症予防等について必要な知識を身に付け

るとともに、薬物乱用やアレルギー疾患等の諸課題について知識を深めるよう取り組みます。

- 全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指し、安全教育や防災教育を推進します。

【4 多様な交流機会の確保】

- 子供・若者が社会参加の意義や社会貢献の精神を学ぶことができるよう、地域の資源や人材を活用し、自然体験やスポーツ・文化活動など多様な交流や体験の機会を提供していきます。
- ボランティア活動や国際交流活動などを通じて、社会性や豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての役割や多様な価値観を持つ人々との共生の重要性への理解を深めながら、社会参加や社会貢献活動への意欲を育みます。

2 社会形成、社会参加できる力の育成に係る施策等一覧

2-（1）時代の変化に対応できる力の育成

①グローバル人材の育成

◇…新規事項

英語教育等の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校における英語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで作成してきた英語教育に関わる指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。 	区市町村	教育庁
<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。 	区市町村	教育庁
<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会(クレア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 JETプログラムのうち、ALT※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。 ※ALT(Assistant Language Teacher)外国語指導助手 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布し、国際理解教育の推進を図ります。 	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。 	都	教育庁
<p>◆英語以外の外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。 	都	教育庁
国際社会で活躍する日本人の育成	(実施主体)	(所管局)
<p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。 	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局

・留学を検討する都立高校生に対し、留学フェアの開催による情報提供を実施します。	都	教育庁
・東京都立大学において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 ・都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。	東京都公立 大学法人	総務局
◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設（平成 30 年 9 月） ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。	都	教育庁
◆国際バカロレアの取組 ・都立国際高校で、平成 27 年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。 ※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	都	教育庁
◇Diverse Link Tokyo Edu ・国内外の大学、企業、国際機関等と都立高校等をつなぐプラットフォーム「Diverse Link Tokyo Edu」を発展させ、高校生国際会議や英語で探究的に学ぶ「Tokyo Leading Academy」などを展開します。 【拠点校 南多摩中等教育学校、共同実施校 白鷗高等学校・附属中学校】	都	教育庁
日本人としての自覚と誇りの育成	(実施主体)	(所管局)
◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆国際社会に生きる人材の育成 ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。 ・本物の伝統芸能に親しむことを通じて、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての都立高校において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

②科学技術を担う人材育成

小・中学校における理数教育の推進	(実施主体)	(所管局)
◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	都	教育庁
◆「東京ジュニア科学塾」 ・科学に高い興味・関心がある小・中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	都	教育庁

◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	都	教育庁
◇「理数教育支援推進事業」 ・推進地域における理科教育施策の整理・充実を支援するとともに、児童・生徒の関心・意欲や教員の指導力の向上につながる推進地域での効果的な施策を全都に普及することにより、東京都全体の児童・生徒の理科における基礎学力の定着を図ります。	区市町村	教育庁
都立高校等における取組	(実施主体)	(所管局)
◆「理数リーディング校」の指定 ・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探究」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成する取り組みを行っています。	都	教育庁
◆科学の甲子園東京都大会、研究発表会 ・「科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	都	教育庁
◇都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス） ・電子情報工学コースの3年生から5年生を対象に、首都東京の情報セキュリティを担う人材の育成を目的とした、実習を主体とした情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。	東京都公立大学法人	総務局
◇Society 5.0時代の人材育成 ・都立産業技術高等専門学校においては、AIやIoT、ビッグデータ等を活用した新しいものづくりを牽引する人材の育成に取り組みます。 ・東京都立大学においては、イノベーションを生み出す先端技術の専門人材の育成に取り組みます。	東京都公立大学法人	総務局

③ 情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力

情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力	(実施主体)	(所管局)
◇TOKYOスマート・スクール・プロジェクト ・子供たちの学ぶ意欲に応え、子供の力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のICT化を推進します。	都	教育庁
◆学校教育におけるICT環境整備の促進 ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局
◆情報モラル教育の推進 ・「SNS東京ルール」に基づき、スマートフォンやSNSを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行います。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆情報教育に関する啓発・指導等 ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不用意な書込みにより自分や他人の個人情報を漏らさないよう子供を守ります。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

・情報モラル等情報活用能力を向上させるため、指導資料を作成し、都内公立学校に配布します。		
◆「ファミリールール講座」 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、生徒自身による自主ルール作りの支援、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	都	都民安全推進本部

2- (2) 社会貢献の精神の育成

社会貢献意識（とその実践力）の育成	(実施主体)	(所管局)
◆小・中学校における奉仕活動の促進 ・子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立とうとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。	区市町村	教育庁
◆都立高校の教科「人間と社会」の推進 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都	教育庁 (再掲)
◆環境教育の推進 ・環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働き掛ける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ります。	都	教育庁
◆防災教育の推進 ・全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、災害地の人々との交流活動等を通して、災害への高い使命感と奉仕の精神を併せもった人材の育成を図っています。	都	教育庁

2- (3) 健康・安全に生活できる力を養う

健康教育の推進	(実施主体)	(所管局)
◆心の健康づくり ・心のケアを十分に行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺）、不登校などの未然防止及び解決に取り組みます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆性感染症予防 ・児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆食物アレルギーの事故防止 ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)

<p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼすことを理解できるよう指導します。 ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及します。 ・児童・生徒が正しい知識を身に付け薬物乱用を決して行わないよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。 	<p>小・中： 区市町村 高：都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。 	<p>小・中： 区市町村 高：都</p>	<p>教育庁 (再掲)</p>
<p>H I V / エイズについての普及・啓発活動</p>	<p>(実施主体)</p>	<p>(所管局)</p>
<p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や「東京都H I V / エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行います。 	<p>都 区市町村</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>◆エイズ啓発拠点事業（ふおー・ていー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層がH I V / エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取ることの大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施します。 ・自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言等を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。 	<p>都</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同年代の若者同士が、H I V / エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。 	<p>都</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>安全教育・防災教育</p>	<p>(実施主体)</p>	<p>(所管局)</p>
<p>◆「安全教育プログラム」</p> <p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。 ・高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載しています。 ・幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催します。 	<p>小・中： 区市町村 高：都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「防災ノート～災害と安全～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 <p>「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。</p>	<p>小・中： 区市町村 高：都</p>	<p>教育庁 生活文化局</p>

また、国立・私立学校においては、「防災ノート～災害と安全～」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。		
---	--	--

2-（4） 多様な交流機会の確保

地域の居場所づくり	(実施主体)	(所管局)
◆児童館 ・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。 ・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。	区市町村	福祉保健局
◆新・放課後子ども総合プラン ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室の実施を推進し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等、様々な機会を提供します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。	区市町村	福祉保健局 教育庁
自然体験・スポーツ・文化活動の推進	(実施主体)	(所管局)
◆青少年教育施設（「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」） ・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。	都	教育庁
◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。	都 区市町村	オリンピック・パラリンピック準備局
◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム ・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。	都	生活文化局
◆芸術文化を通じた子供たちの育成 ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。	都	生活文化局
社会参加・社会貢献活動の推進	(実施主体)	(所管局)
◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	都	教育庁 (再掲)
◆地域の底力再生事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。	都	生活文化局
◆おもてなし親善大使 ・おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。	都	産業労働局

3 社会的・職業的自立を支援

少子化の進行や今後の人口減少による労働力不足が見込まれる中、若者が社会の担い手として活躍していくことが求められています。

すべての子供・若者が自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって多様な働き方の中で職業的に自立し、様々な場面で社会参加・社会参画できるよう支援します。

【1 就業能力・意欲の習得の促進】

- 学校教育においては、子供・若者が「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるよう、キャリア教育を充実し、「学校から社会への移行」をスムーズなものとしします。
- 発達段階に応じて、小学校段階から勤労観・職業観に関連する4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）を育成します。
- 児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を發揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験やインターンシップの機会を充実します。

【2 職業教育、職業訓練の充実】

- 農業、工業、商業等に関する学科を有する専門高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成を推進します。
- 専修学校は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に対応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしています。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や自己学習能力の育成を図るなど、若者の職業的自立に寄与していきます。
- 職業能力開発センター等では、若年者の無業者やフリーター等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた職業訓練を実施します。

【3 様々な就業支援】

- 若者の安定した職業生活を支援するため、若者と企業のマッチングの機会を確保したり、中小企業におけるインターンシップなどを展開します。
- 高校、大学とハローワーク等との連携を充実し、新規学卒者が未就業のままにならないよう、ハローワークに常駐する学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく就職を支援します。
- 東京しごとセンターヤングコーナーにおいて就業支援のワンストップ窓口を設置し、専任の就職支援アドバイザーを配置し、就職活動の各段階に応じた相談や支援を行います。また、ヤングコーナーには、ハローワークが併設されており、職業相談、

職業紹介を行います。

- 新規学卒者のみならず、若年者の就職を幅広く支援し、さらに、起業や就農等、様々な就業の形を支援します。

【4 社会生活において必要な知識の付与】

- 学校教育では、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての能力を身に付けることができるよう、法に関する教育を推進します。
- 子供・若者が実社会において円滑に社会生活を営むことができるよう、主権者教育や消費者教育を充実させ、様々な社会問題について考え、行動するための力を育成します。
- 大学、短大等の就職希望者を対象に、労働法及びトラブル事例などを解説し、労働法等に関する正しい知識の普及、及び意識啓発等に取り組みます。
- インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの注意喚起を行います。
- DV・ストーカーをはじめとする犯罪被害を防止するための普及啓発活動に取り組みます。

3 社会的・職業的自立を支援に係る施策等一覧

3- (1) 就業能力・意欲の習得の促進

◇…新規事項

就業能力・意欲の習得	(実施主体)	(所管局)
◆中学校の職場体験 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めます。	都 区市町村	教育庁
◆インターンシップ ・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。 ・国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。	都	教育庁
◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	都	教育庁

3- (2) 職業教育、職業訓練の充実

専門高校	(実施主体)	(所管局)
◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。 ・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。 ・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舎」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。(大島海洋国際高校では、国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指して令和3年4月からの学科改編を予定しています)【国際、大島海洋国際】	都	教育庁
◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	都	教育庁 (再掲)
◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	都	教育庁 (再掲)
◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科、葛西工業、多摩工業】	都	教育庁
◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）	都	教育庁

・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】		(再掲)
◆総合芸術高校（芸術科） ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	都	教育庁
◇都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス） ・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。	東京都公立 大学法人	総務局
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施	(実施主体)	(所管局)
◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。	都	教育庁
◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。	都	産業労働局 教育庁
◆企業OBを含めた熟練技能者の活用 ・工業高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。	都	教育庁
複線型ものづくり人材育成ルート構築	(実施主体)	(所管局)
◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	東京都公立 大学法人	総務局
◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	東京都公立 大学法人	教育庁 総務局
職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆若年者に対する職業訓練の充実 ・30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」を城東職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若者を対象とした「エンジニア基礎養成科」を城東職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。	都	産業労働局

3- (3) 様々な就業支援

就業支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆若者と企業のマッチング機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。 	都	産業労働局
<p>◆新卒応援ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。 	国（東京労働局）	—
<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等（概ね35歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施します。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。 	国（東京労働局）	—
<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援します。 ・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行います。 	都	産業労働局
<p>◆起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げます。 ・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択肢とすることができるよう環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。 ・起業を目指す高校生に対し、起業に必要なスキル・知識をテーマにした育成プログラム、専門家による実践的な講義やメンタリングを内容とする養成プログラムを行い、起業の機運を醸成していきます。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供します。 	都	産業労働局
<p>◇就農支援（平成29年度より開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年農業者の育成・指導に取り組む、都内の先進的農業者を「東京都指導農業士」として都知事が認定し、東京農業の担い手育成活動を推進しています。 ・青年農業者等育成センター（(公財)東京都農林水産振興財団を指定）に、「就農コンシェルジュ」を設置し、女性の就農相談や指導農業士等を講師とする研修を実施しています。 	都	産業労働局

3- (4) 社会生活において必要な知識の付与

社会形成への参画支援	(実施主体)	(所管局)
◆法に関する教育の推進 ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施します。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行います。	都	教育庁
◆消費者教育 ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施します。 ・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供します。	都	生活文化局
◆労働法制の普及等に関する取組 ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組みます。	国（東京労働局）	—
・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。	都	産業労働局
犯罪被害の防止のための普及啓発等	(実施主体)	(所管局)
◆インターネット等を利用した犯罪対策 ・インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習等を実施します。	都	警視庁 都民安全推進本部
◆女性に対する犯罪の防止対策 ・関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（大学、専門学校等）での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。	都	警視庁 都民安全推進本部 生活文化局

4 学びの機会の確保

次代を担う子供・若者が社会を生き抜く力を身に付け、未来のよりよい社会づくりに貢献する人材となるための基礎的な条件として、学ぶ意欲のある全ての子供・若者に対し、学習の機会が確保されていることが重要です。

【1 就園・就学支援】

- 児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担能力に応じて、経済的な支援を実施します。
- 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を都が補助します。
- 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、区市町村が学用品費などを支給する就学援助を行います。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒については、保護者負担を軽減するとともに教育の機会均等を実現するため特別支援教育就学奨励費を支給します。
- 意欲ある全ての生徒及び学生が安心して教育を受けられるよう、就学支援金や高校生等奨学のための給付金の制度を実施します。
- 都立高校等においては、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するために、資格試験の受験料等を対象とした給付型奨学金制度を実施します。
- 私立高校においては、家庭の経済状況等にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するため、高校等の授業料の実質無償化の対象範囲を拡大するとともに、多子世帯に対する経済的支援を行うなど、一人ひとりがその個性と能力に応じて、自由に学校を選択できるよう授業料に対する支援を充実させます。
- 都立産業技術高等専門学校においては、就学支援金に加え、授業料軽減等の支援を行います。
- 高校生を対象とした東京都育英資金貸付事業や大学生等を対象とした様々な奨学金制度など子供・若者の学びを支援する制度があります。

【2 様々な学習支援】

- 低所得者世帯等の子供に対して学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を実施するとともに、受験生を対象に学習塾等の受講料や高校・大学の受験料を支援します。
- 地域学校協働活動推進事業等の取組を通じ、地域の人材等を活用して放課後等の学習支援活動を行う区市町村の取組を支援します。

4 学びの機会の確保に係る施策等一覧

4-1 (1) 就園・就学支援

◇…新規事項

就園支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助</p> <p>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</p>	区市町村	生活文化局
就学支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆就学援助</p> <p>・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。</p>	区市町村	教育庁
<p>◆特別支援教育就学奨励費</p> <p>・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。</p> <p>・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業(国が半額を補助)」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。</p>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆就学支援金</p> <p>・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。</p> <p>・私立の高等学校及び都立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。</p> <p>・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。また、都立産業技術高等専門学校においても同様の仕組みとなっています。</p> <p>・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。</p>	都	教育庁 生活文化局 総務局
<p>◆学び直しへの支援</p> <p>・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過した後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。</p>	都	教育庁 生活文化局 総務局
<p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <p>・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等)の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。</p>	都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化局 総務局

◆家計急変世帯への支援 ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。	都 東京都公立 大学法人	教育庁 総務局
◆私立高校等授業料軽減助成事業 ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。	公益財団法人 東京都私 学財団	生活文化局
◇多子世帯への授業料支援 ・高等学校等就学支援金の対象外となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯の高等学校等に就学する生徒・学生に対し、授業料の一部を支援する制度です	都	教育庁 生活文化局 総務局
◇高等教育の修学支援新制度 ・真に支援が必要な低所得者世帯に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するための国の制度です。	国	福祉保健局 生活文化局 総務局
◇私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	公益財団法人 東京都私 学財団	生活文化局
奨学金等	(実施主体)	(所管局)
◇都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金 ・家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行います。	都	総務局
◆東京都育英資金貸付事業 ・高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。	公益財団法人 東京都私 学財団	生活文化局
◇都立高校における給付型奨学金による支援 ・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸ばせるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。	都	教育庁
◆大学生等への奨学金等 ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。	国 独立行政法 人日本学生 支援機構	—
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、 町村は都	福祉保健局

4- (2) 様々な学習支援

学習や進学への支援	(実施主体)	(所管局)
◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図ります。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	区市、町村は都	福祉保健局
◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、町村は都	福祉保健局
◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
◆地域未来塾 ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みづくりのもとで、放課後等の様々な学習支援活動を実施している区市町村を支援します。	小・中： 区市町村	教育庁
◇校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	都	教育庁

全ての子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの段階で生じてきた困難な状況子供・若者自身の力だけで解決できない場合には、子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していくことが求められます。

乳幼児期

乳幼児期は、家庭の中で親の愛情と保護を受けて成長・発達し、自己形成していきませんが、子供自身や親自身が様々な困難を抱え、安心できる親子関係が構築できないことがあります。

小学生

学齢期の子供は家庭から学校・地域へと活動範囲を広げ、同年齢・異年齢の集団の中で、人間関係を築きながら成長していきます。一方で、周りの子供と人間関係をうまく構築できず集団になじめない子供や、学力や体力の低下などにより、学習等への意欲が大きく消失してしまう子供もいます。

中学生

思春期には、子供の活動範囲や交友関係が拡大し、親や教師との関係は相対的に小さくなり、特定の仲間集団との関係が強くなります。また、反抗期を迎え、それまでに家庭、学校、地域などで育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。この時期は、生徒指導に関する問題行動や不登校などが表出しやすい傾向がみられます。

高校生以降

青年中期（高校生）は、本来、親の保護のもとから社会へ参画し、自立した大人となるための最終的な移行時期ですが、明確な将来展望を持たずにいる若者が少なからずいます。

この結果、職業的意識や職業観が未熟なままに進学や就職をし、採用時に必要な職業人としての基本的な能力や態度が十分に身に付いていないといった課題が指摘されています。また、仕事にやりがいを見出せず、いったん就職しても、早期に離職するケースも少なくありません。

特に、社会的自立に困難を抱える子供・若者やその家族への支援を進めるにあたっては、以下の点に留意することが求められます。

- 子供・若者が権利の主体として尊重されること
- 子供・若者を大人と共に生きるパートナーとして捉え、その能動性を引き出すため、当事者である子供・若者自身の意見を、その年齢や発達の程度に応じて最大限尊重し、反映させていくこと
- 子供・若者本人だけでなく、家族も含めて困難や課題の全容を見通し、状況に応じて、家族も含めた支援を行っていくこと
- 子供・若者のその時々状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくこと
- 生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていること

1 困難な状況ごとの取組

【1 いじめ】

<現状・課題>

- 学校は、そこで学ぶ児童・生徒に対して質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場でなければなりません。しかし、暴力行為やいじめなど、様々な問題も生じています。
- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。
- 複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。
- いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

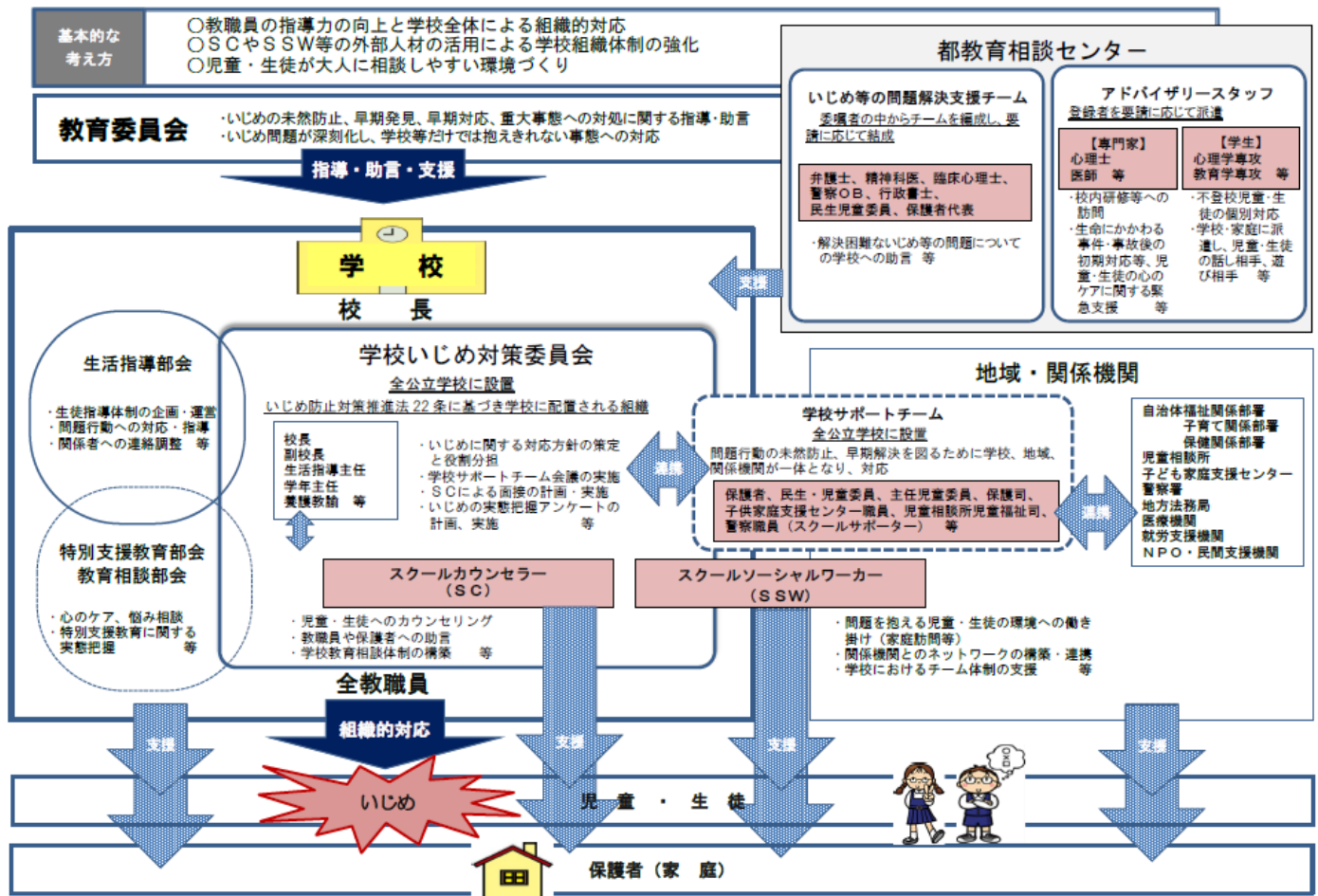
<取組・今後の方向性>

- 平成26年6月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しました。
- 都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

<主な相談窓口>

- 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」（教育相談センター）
- 「学校問題解決サポートセンター」 等

《いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組》



【資料】東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」

【2 不登校・中途退学】

<現状・課題>

- 不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。高等学校では、不登校から中途退学に至ってしまうこともあります。
- 不登校への対応については、未然防止や早期支援・長期化への対応や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備が重要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

<取組・今後の方向性>

1 個別支援の充実

- 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や不登校特例校の設置支援、区市町村教育委員会とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。
- 中途退学者や進路が未決定のまま卒業した生徒については、学校への再入学等の学び直しや、就労へのサポートを行います。

2 相談体制の整備

- スクールカウンセラーを都内全ての公立小・中・高等学校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。
- 学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- 中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」など人間関係づくりを行う活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。
- 「東京都教育相談センター」に「青少年リスタートプレイス」を開設しています。高等学校への就学経験のない方、中途退学者や進路選択を控えながら不登校になっている中学生とその保護者を対象に、「進路相談会」や心理や医療の専門家を交え、共に考える場である「つどい」、「就学サポート」などを定期的で開催しています。

<主な相談窓口>

- 教育相談センターにおける個別相談
- 青少年リスタートプレイス（中途退学者） 等

【3 障害のある子供・若者への支援】

＜現状・課題＞

- 全ての都民が共に暮らす共生社会、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働ける社会を実現するため、様々な施策を展開しています。
- 障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようにするためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策を行う機関が連携して取り組んでいくことが求められます。

＜取組・今後の方向性＞

1 社会で生きる力を高める支援の充実

(1) 障害児支援の充実

- 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

(2) 全ての学校における特別支援教育の充実

- 児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

(3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

2 いきいきと働ける社会の実現

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。
- 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。
- 都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。

(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

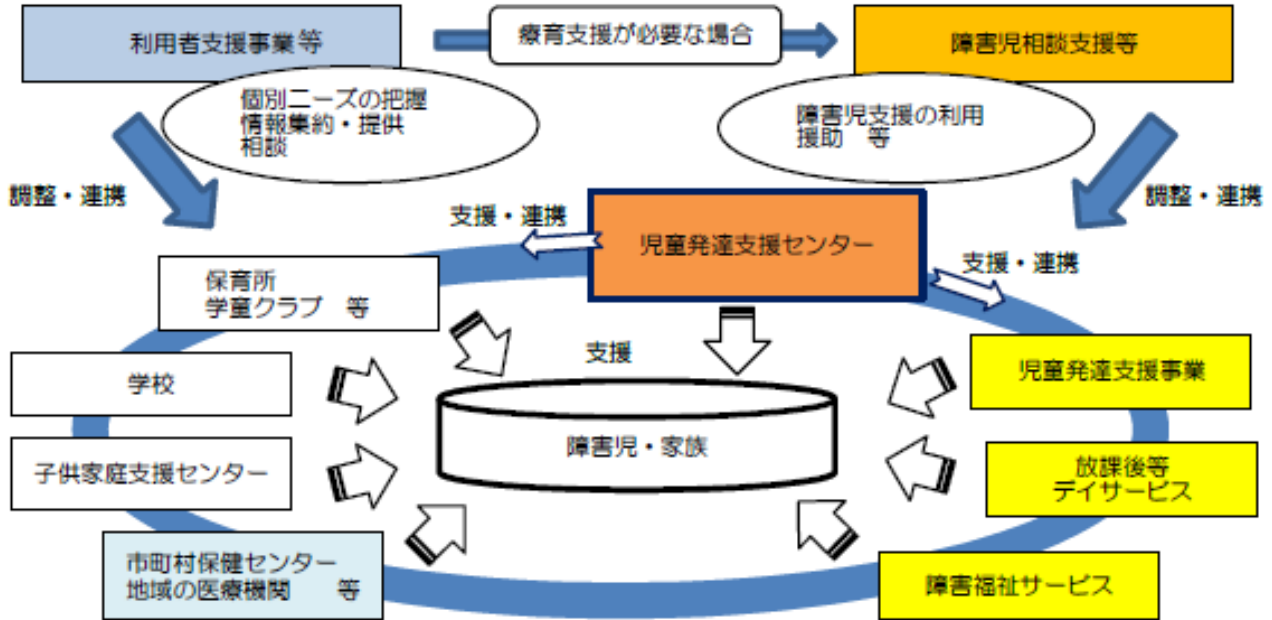
- 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

＜主な相談窓口＞

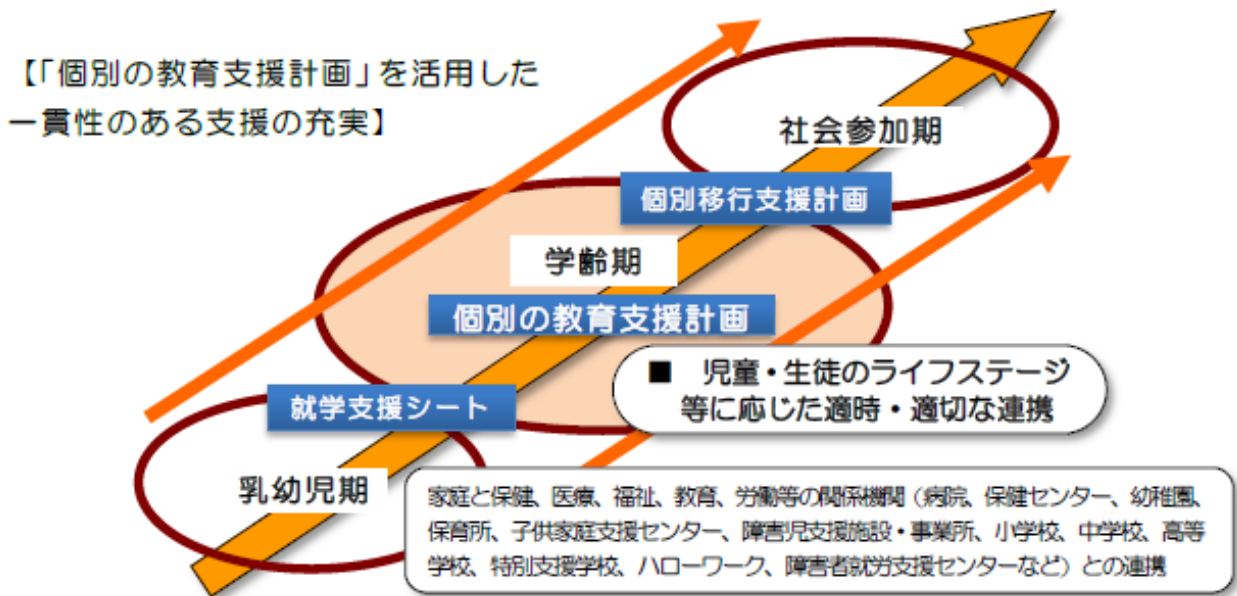
- 児童発達支援センター
- 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）
- 東京都心身障害者福祉センター

- 都立（総合）精神保健福祉センター
- ハローワーク
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」 等

《障害児とその家族を支援》



《「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実》



【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画（第2期）」

【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】

<現状・課題>

- 全国におけるフリーター^{※1}の数は、令和元年には138万人となり、若年無業者（ニート^{※2}）56万人となっています。
- 若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要です。
- 非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規）の割合は、平成29年には全国で14.3%存在し、特に25～34歳の若年層で22.4%と高くなっています。
- 就職氷河期世代^{※3}は、その就職期が、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、未就職、不安定就労等を余儀なくされ、引き続きその影響を受けている方々であり、この世代の不本意非正規の割合は全体に比べ、高くなっています。
- 平成27年9月には、「若者雇用促進法」が公布され、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等が総合的に講じられることとなりました。
- 我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。

<取組・今後の方向性>

- 地域の若者支援機関からなるネットワークを構築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習、資格取得支援等を実施する集中訓練プログラムなど、各種プログラムを実施し、多様な就労支援メニューを提供していきます。
- 学校等関係機関との連携を一層強化し、高校中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の切れ目ない就労支援を実施していきます。
- 若年者の早期離職を防ぐため、若年者と企業の双方に対するセミナー等を実施するなど、職場定着支援を行っていきます。
- 国と連携し、非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援をはじめとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：年齢が15歳から34歳までで、男性又は未婚の女性（学生を除く。）のうち以下の者をいいます。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

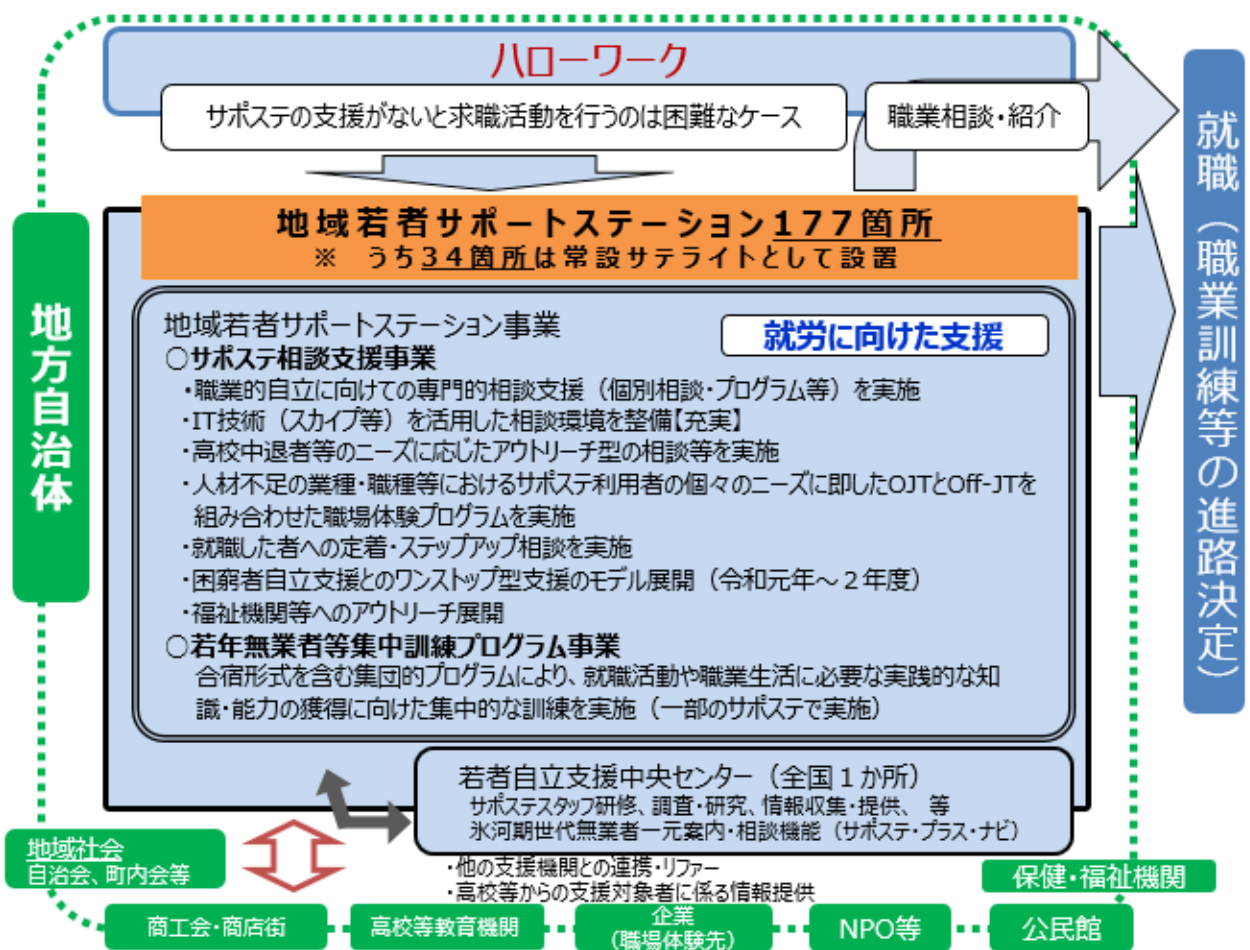
※2 若年無業者（ニート）：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

※3 就職氷河期世代：概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代をいいます。

<主な相談窓口>

- 地域若者サポートステーション
- わかものハローワーク
- 東京しごとセンターヤングコーナー
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

《地域若者サポートステーションとネットワークによる支援の流れ》（仮）



【資料】厚生労働省資料

【5 ひきこもりに係る支援】

＜現状・課題＞

- ひきこもりとは、特定の疾病や障害を指すものではなく、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と定義されています。（厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」）
- ひきこもり状態となるきっかけには不登校、人間関係の不信、就職活動の不調、職場への不適応等があるとされており、背景に精神障害や発達障害が見られることもあります。
- ひきこもりの状態にある本人は、自宅から外に出ることに抵抗を感じ、生活のリズムを崩している場合や、自己肯定感や生きる意欲、社会参加への自信を失っている場合が多く見られます。一方で、その家族は現状や将来に不安を感じながら、周囲に相談ができず孤立する傾向があります。

＜取組・今後の方向性＞

1 相談支援の充実

(1) 「東京都ひきこもりサポートネット」の運営

- 都は、ひきこもりの相談窓口として東京都ひきこもりサポートネットを設置しています。電話、メール、訪問（アウトリーチ）による相談のほか、家族向けセミナーや個別相談会を行い、必要な支援機関の紹介などを行っています。
- 東京都ひきこもりサポートネットでは、区市町村やNPO法人等の民間支援団体等と連携し、相談者を適切な支援につなぎます。

(2) 地域における支援体制の強化

- ひきこもりの状態にある本人とその家族が身近な地域できめ細かく切れ目のない支援を受けられるよう、住民に身近な自治体である区市町村における支援体制の充実が必要です。

(3) 普及・啓発

- ひきこもりの状態にある本人や家族に相談窓口や支援機関を利用していただくため、ひきこもりについて悩む家族を対象とした講演会や合同相談会を開催するとともに、リーフレットを作成し、情報提供と普及啓発を図ります。

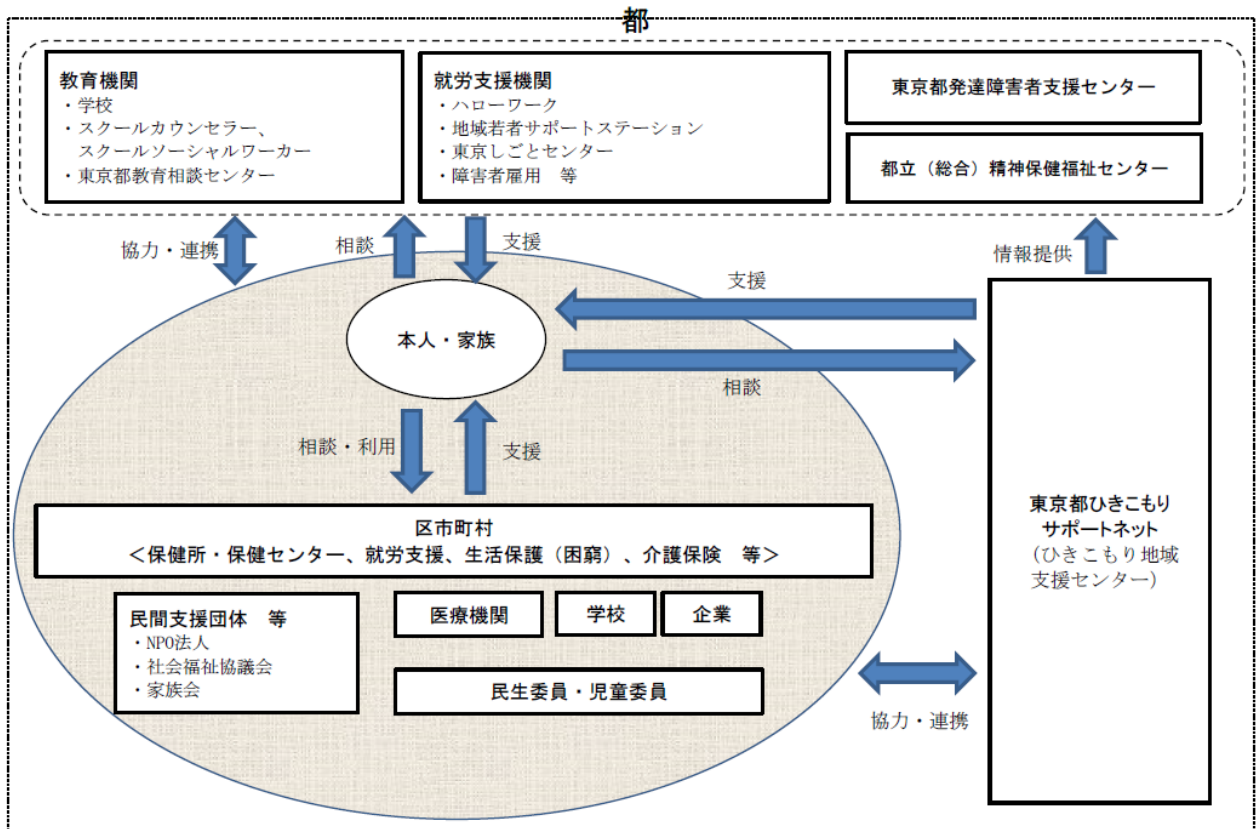
2 今後の取組の方向性

- ひきこもりの状態にある本人とその家族が抱える悩みは、医療・介護、所得、就労など、多岐にわたっているため、関係機関が連携して支援を行う必要があります。このため、都は学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、本人・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の在り方についての検討及び情報共有を行っています。

＜主な相談窓口＞

- 東京都ひきこもりサポートネット（訪問相談の受付は、各区市町村の窓口）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

《都におけるひきこもりに係る支援体制のイメージ図（現行）》



【資料】東京都福祉保健局「東京都ひきこもりに係る支援協議会（令和元年度第1回）資料」

【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】

＜現状・課題＞

- 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員は、過去 10 年間の推移で見ると減少傾向にありますが、14 歳未満は横ばいであり、全体に占める割合が大きくなっています。
- 刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、年々増加しており、平成 30 年は 3 割を超えています。また、全国で見ると、保護観察対象少年が再処分を受ける率は、有職者より無職者が顕著に高くなっています。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが求められており、そのためには、地域社会が適切に支援していくことが必要です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受入れを進めることが鍵となっています。
- 東京は多くの繁華街を有していることから、「JKビジネス」など青少年の性に着目した新たな形態の営業の出現により、子供・若者がそれらに関わることなどから被害に遭う可能性が高いと懸念されます。
- スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。
特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、若い世代に大麻の使用を容認する考えが広まりつつあり、麻薬や覚せい剤等の使用に繋がるゲートウェイドラッグとなることも懸念されています。
そのため、適切な薬物乱用防止教育により、青少年に正しい知識を付与するとともに、薬物乱用防止の意識を高める取組が必要です。
- 危険ドラッグを含め、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

＜取組・今後の方向性＞

- 「東京都再犯防止推進計画」に基づき、少年の非行の防止、学校と連携した修学支援等に取り組みます。
- 少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
 - ・ 街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配慮した少年事件の捜査・調査活動に努めます。
 - ・ 暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。
 - ・ 少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。
- 「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、就労や生活の場の確保に向けた支援を行います。

- ・ 警視庁少年センター（都内8か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年相談係）等において適切に相談に対応するとともに、東京都若者総合相談センター「若ナビα」にて非行少年や非行・犯罪歴を有する若者を支援しています。
 - ・ 都内に2か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。
 - ・ 協力雇用主制度の普及啓発等に努めます。
- 非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。
- ・ 「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。
 - ・ 国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、研修等を通じて民間支援団体等を支援するとともに、地域における関係機関・団体、保護司をはじめとする民間ボランティア等との連携を強化します。
 - ・ “社会を明るくする運動”を推進することで、地域における立ち直り支援及び非行防止の気運を醸成します。
 - ・ 保護司や地域の支援者の支援力の向上を図るため、再犯防止支援ガイドブックを作成し、配布します。

<主な相談窓口>

- 警視庁少年センター（都内8か所）
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年相談係）
- 各警察署
- 法務少年支援センター
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

<参考>～国における非行少年処遇のための制度・施設～

- 非行防止、相談活動等
 - ・ 少年鑑別所においては、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。
 - ・ また、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などについて、本人や家族、学校の先生などからの相談に応じます。

○ 矯正教育、更生に向けた指導

- 少年院においては、少年の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。特に、一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。

また、少年院においては、加害少年に対する被害者の視点を取り入れた教育を充実させているほか、保護観察所においては、加害少年に対するしよく罪指導等を実施しています。

- 刑事施設・少年院・保護観察所においては、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。特に少年院においては、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とする指導を重点的に実施しています。

○ 就労支援等

- 刑事施設・少年院においては、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。特に少年院においては、企業などのニーズを踏まえ、ビジネスマナーやパソコン学習などを柱としたプログラムを基礎的な職業指導として実施しています。また、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。

- 保護観察所においては、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。

- さらに、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

○ 更生保護

- 犯罪や非行をした人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

- 犯罪や非行をした人が、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

○ 再犯防止推進計画

- 「再犯防止推進計画」に基づき、国・地方公共団体・民間との緊密な連携協力の下、少年の再非行の防止、学校等と連携した修学支援等を推進しています。

【7 子供の貧困】

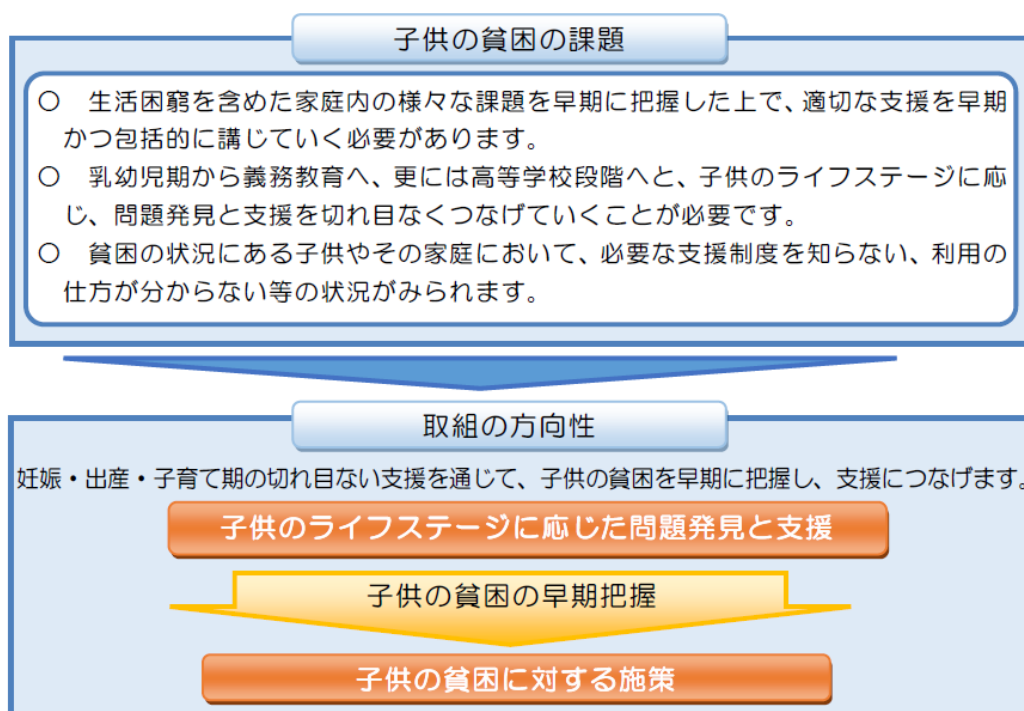
<現状・課題>

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成27年の相対的貧困率は15.6%で、うち17歳以下の子供の貧困率は13.9%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成27年は12.9%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では50.8%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

<取組・今後の方向性>

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

≪子供の貧困対策の推進≫



【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画（第2期）」

【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】

＜現状・課題＞

- ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を一人で担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、住居、収入、子供の養育等様々な生活の場面で困難に直面することがあります。
- また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、状況により異なります。
- ひとり親家庭を支えるためには、各家庭の状況に合わせた、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。

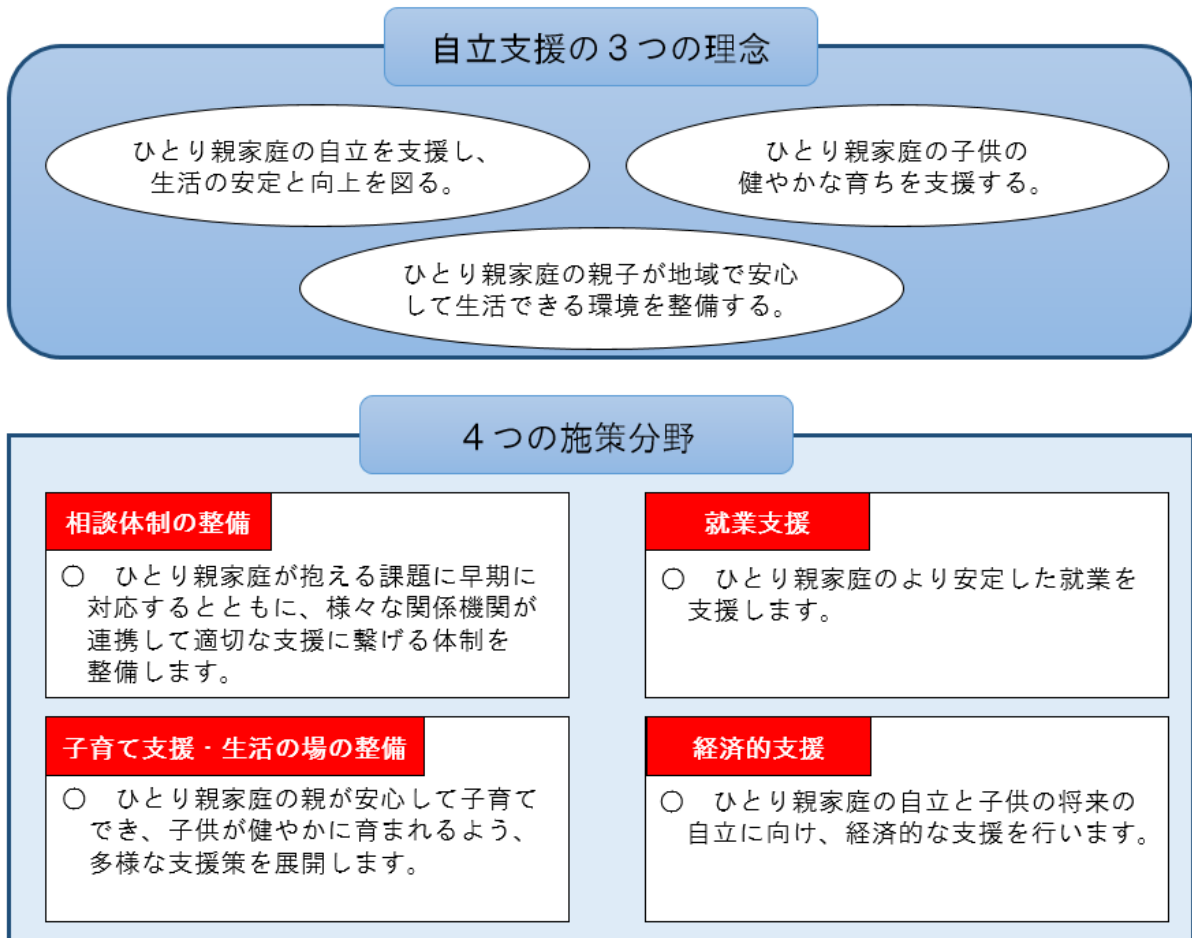
＜取組・今後の方向性＞

- 都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の4つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。
 - 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備します。
 - 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。
 - 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。
 - 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行います。

＜主な相談窓口＞

- 東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）
- （各区市町村）母子・父子自立支援員

《東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）の理念と施策分野》



【資料】東京都福祉保健局「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）」

【9 自殺対策】

＜現状・課題＞

- 都内の自殺者数は、平成 23 年をピークに減少傾向に転じているものの、平成 28 年以降は約 2,000 人で推移しており、平成 30 年は 2,023 人となっています。全国平均と比べ、東京の自殺死亡率は低くなっていますが、30 歳代以下の自殺者数の割合は全体の約 3 割弱とやや高くなっています。また、年代別には、10 代、20 代、30 代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の 1 つとなっています。
- 自殺は、決して個人的な問題ではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、環境整備や社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

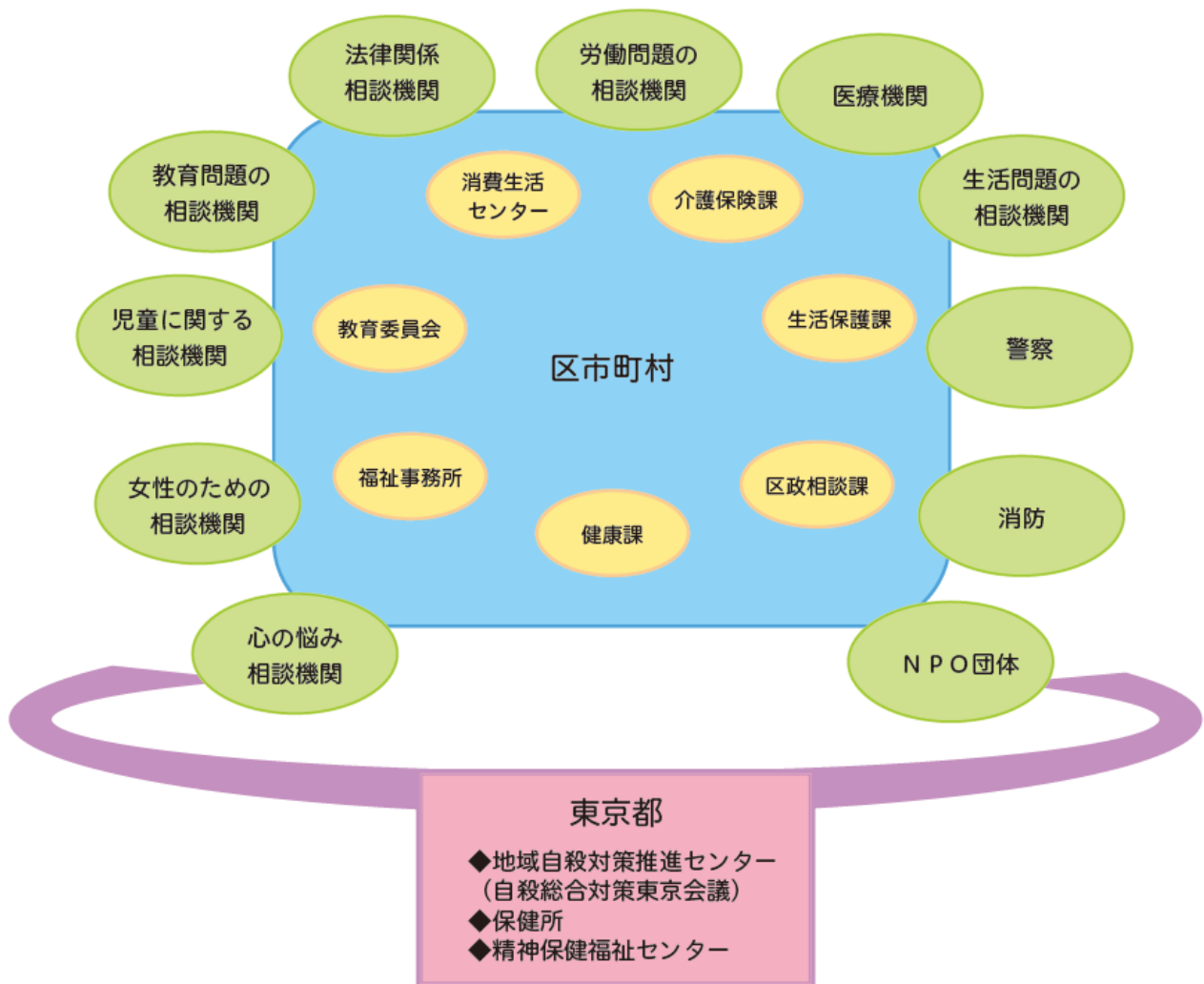
＜取組・今後の方向性＞

- 心の悩みを抱えたり、自殺念慮のある人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
- 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。
- 自殺未遂者への精神的ケアや支援を確実にを行うため、相談・調整窓口を設置し、地域での支援や精神科医療につなぎ、自殺の再企図を防止します。
- 大学等と連携し、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・運営していきます。
- 区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

＜主な相談窓口＞

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
- SNS 自殺相談「相談ほっとLINE@東京」
- 東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

《地域のネットワークのイメージ図》



【資料】東京都福祉保健局「東京都自殺対策総合計画」～こころといのちのサポートプラン～

【10 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

(1) 外国人等

<現状・課題>

- 文部科学省が平成30年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」では、都内公立学校には、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒が、合わせて4,586人在籍しています。
- 高等学校においては、外国籍等の生徒の就労支援について、配慮して対応していく必要があります。

<取組・今後の方向性>

- 外国人については就学義務が課せられていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れています。これにより、授業料不徴収、教科書の無償配布、就学援助など、日本人児童・生徒と同様に取り扱うことになっています。
- 日本語指導が必要な児童・生徒が十分な指導を受けることができるよう、一人ひとりの日本語の習熟に応じた指導を行っています。

<主な相談窓口>

- 就学相談（各区市町村教育委員会）
- 教育相談センター
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

(2) 難病等

<現状・課題>

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。
- また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

<取組・今後の方向性>

- 長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。
- 難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」及び「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行っています。
- 難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事をうまく見出すとともに、そのような仕事に

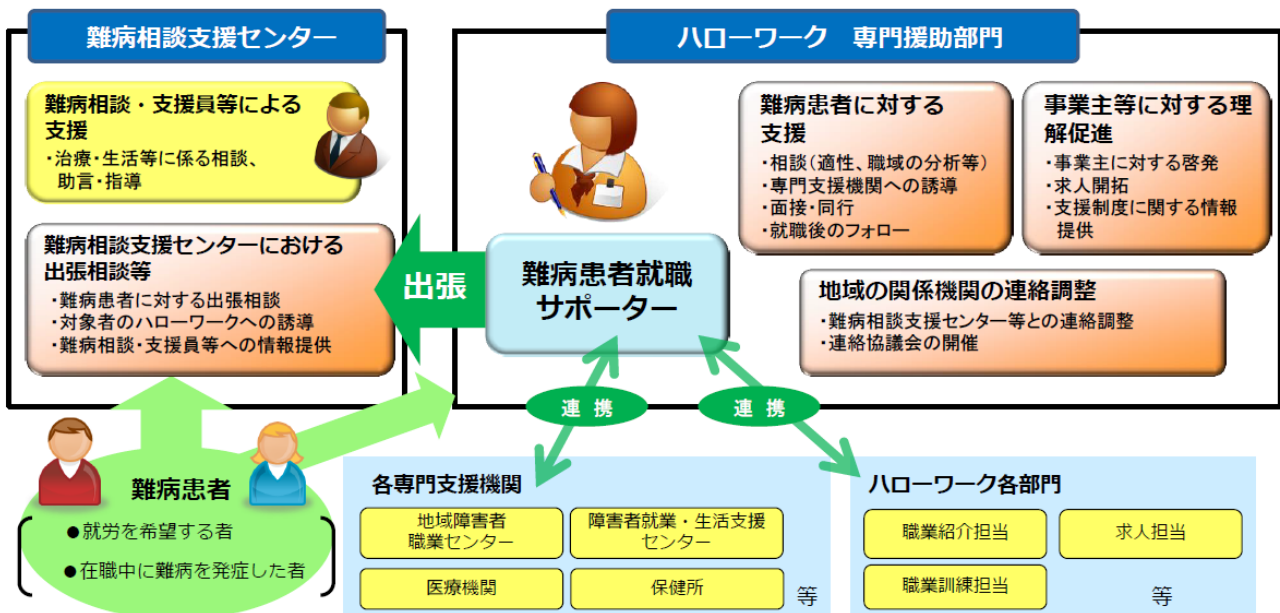
就けるように支援することが大切です。

- 難病患者の就労支援に関しては、「東京都難病相談・支援センター」及び「東京都多摩難病相談・支援室」に配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施しています。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、面接への同行、就職後のフォローを実施しています。
- また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施しています。

＜主な相談窓口＞

- 東京都難病相談・支援センター
- 東京都多摩難病相談・支援室

《東京都における難病患者の安定的な就職に向けた支援の連携》



【資料】厚生労働省

(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

＜現状・課題＞

- 都は、平成 30 (2018) 年 10 月に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 (平成 30 年東京都条例第 93 号) を制定しました。
- 本条例では、第 2 章「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記し、この目的を達成するため、基本計画を定めるとともに必要な取組を推進することとしています。
- 性自認及び性的指向に関しては、当事者の方々が、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見

や差別により、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。

- このような現状を踏まえ、東京都は、人権尊重条例第5条第1項に基づき、令和元(2019)年12月に東京都性自認及び性的指向に関する基本計画を策定しました。

<取組・今後の方向性>

- 都では、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、性自認及び性的指向に関する不当な差別の解消及び啓発、教育等を推進するため、以下の4つの施策の柱を掲げ、具体的な取組を推進していきます。

I 相談・支援体制の充実

性自認及び性的指向に関して、悩みや困難を抱える当事者やその家族等に寄り添う取組を充実

II 啓発・教育の推進

性自認及び性的指向に関する無関心・無理解・偏見等を解消するため、広く都民に対し正しい知識の普及、理解浸透を継続的に実施

III 職員理解の推進

都が事業者等の模範となるよう、庁内職員向けに多様な性のあり方について、正しい知識の普及を徹底し、理解を浸透

IV 庁内外の取組の推進

各現場での配慮や必要な施策の見直し等について個別具体的に検討しながら取組を進め、オール東京で連携して施策を推進

<主な相談窓口>

- 性自認及び性的指向に関する専門電話相談
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧

1- (1) いじめ

◇…新規事項

支援体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <p>・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <p>・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。</p> <p>・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。</p>	区市町村	教育庁
<p>◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」</p> <p>・24時間体制で、いじめ相談を含む、電話相談窓口を設置しています。</p>	都	教育庁
<p>◆学校問題解決サポートセンター</p> <p>・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。</p>	都	教育庁
<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <p>・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業生の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。</p> <p>・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。</p>	都	教育庁
学校における「いじめ総合対策」の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <p>○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》</p> <p>○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》</p> <p>○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》</p> <p>○ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》</p> <p>○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》</p> <p>○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》</p>	小・中： 区市町村 高：都 特：都、区	教育庁

<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <p>1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～</p> <p>(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出</p> <p>(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底</p> <p>(3) いじめを許さない指導の充実</p> <p>(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成</p> <p>(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</p> <p>2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～</p> <p>(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知</p> <p>(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知</p> <p>(3) 全ての教職員による子供の状況把握</p> <p>(4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築</p> <p>(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報</p> <p>3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～</p> <p>(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底</p> <p>(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例</p> <p>(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例</p> <p>(4) 重大事態につながらないようにするための対応</p> <p>(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援</p> <p>4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～</p> <p>(1) 重大事態発生の判断</p> <p>(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援</p> <p>(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援</p> <p>(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決</p> <p>(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告</p>	<p>小・中： 区市町村 高：都</p>	<p>教育庁</p>
<p>教育委員会の取組</p>	<p>(実施主体)</p>	<p>(所管局)</p>
<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」</p> <p>1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成</p> <p>2 互いの個性の理解</p> <p>3 望ましい人間関係の構築</p> <p>4 規範意識の醸成</p> <p>○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成</p> <p>1 「いじめ」の定義の確実な理解</p> <p>2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進</p> <p>3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組</p> <p>4 いじめを生まない環境づくり</p> <p>5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携</p> <p>6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知</p> <p>7 いじめの早期発見のための情報共有</p> <p>8 いじめの解消に向けて効果のあった取組</p>	<p>都</p>	<p>教育庁</p>
<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <p>・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	<p>都</p>	<p>教育庁</p>

<p>◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 	都	教育庁
<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都	教育庁

1－(2) 不登校・中途退学

相談・支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。 	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村	教育庁 (再掲)
<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。 	都	教育庁
<p>◇NPO等と連携した学びのセーフティネット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。 	都	教育庁
<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	都	教育庁
<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青 	都	教育庁

<p>少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。</p> <p>(1) 電話相談・来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 <p>(2) リスタート登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 <p>(3) 進路相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 <p>(4) つどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 <p>(5) 就学サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 		
<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度より定時制課程 (55 校) に在籍する 1 学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウターのプログラムを実施しています。 	都	教育庁
<p>◇不登校の子供への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースクール等民間施設・団体等との連携促進及び区市町村が設置する教育支援センターの機能強化に向けた支援等、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。 	都	教育庁
<p>◇都立学校における不登校・中途退学対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校における不登校生徒や中途退学者、進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関等と連携し、不登校、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する支援を行います。 	都	教育庁
学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。 	都	教育庁 (再掲)
<p>◆エンカレッジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。 	都	教育庁 (再掲)
<p>◆単位制高校 (多様な学習型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。 	都	教育庁

1 - (3) 障害のある子供・若者への支援

障害児支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援 (障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供する 	区市町村	福祉保健局

とともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。		
◇保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村	福祉保健局
◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆早期教育の充実 ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・また、担当教職員に対して、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家による専門的見地からの助言を行います。	都	教育庁
◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。	都	福祉保健局
特別支援教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） ・就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあつて、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図ります。	都	教育庁
◆高等学校等への受入れ体制の整備 ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造 等）	都	教育庁 総務局
◆都立特別支援学校の適正な規模と配置 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。 ・あわせて、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等	都	教育庁

部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。		
◆都立特別支援学校における外部専門家の導入 ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。	都	教育庁
◆特別支援教育の理解啓発の推進 ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。	都	教育庁
◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成 ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。	都	生活文化局
◇特別支援学校における通学支援・医療的ケアの充実 ・医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象とする看護師同乗のスクールバスを拡充するとともに、安全な運行をサポートする専任職員を配置します。 ・特別支援学校での人工呼吸器の管理など医療的ケア体制を充実することにより、児童・生徒の安全な学校生活を支援するとともに、付き添いを要していた保護者の負担の軽減を図ります。	都 区市町村	教育庁
発達障害等のある子供・若者への支援	(実施主体)	(所管局)
◇公立学校における発達障害教育の推進 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進します（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度までに全校導入完了予定）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を実施しています。	都 区市町村	教育庁
◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） ・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 （対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族	都	福祉保健局
◆区市町村との連携体制の構築 (1) 「エリア・ネットワーク」の定着 ・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取	都 区市町村	教育庁

<p>組を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。 <p>(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児(者)の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。 		
<p>◇東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	都	都民安全推進本部
職業教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆特別支援学校における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。 <p>(1) 民間の活力による企業開拓等</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。 <p>(2) 企業向けセミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。 	都	教育庁
<p>◆高等部職能開発科の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。 	都	教育庁
一般就労に向けた支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆障害者就業・生活支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。 	都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉保健局
<p>◇発達障害のある若者への就労支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えて 	国（東京労働局）	—

いる若者に対して、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」により、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援を行っています。		
雇用の場と機会の提供	(実施主体)	(所管局)
◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	区市町村	福祉保健局
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供	(実施主体)	(所管局)
◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施します。	都	産業労働局
◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。(城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校)	都	産業労働局
◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都	産業労働局
◆精神障害者社会適応訓練事業 ・回復途上で就労が困難な精神障害者に対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	都	福祉保健局
◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	都	福祉保健局
◇就労の支援等の条例に関する普及啓発事業 ・ソーシャルファームの普及を図るためのシンポジウムを開催するなど、広く普及啓発を図るほか、社会的起業家の育成等を目的とした講座を開催します。	都	産業労働局
雇用促進に向けた企業への支援策	(実施主体)	(所管局)
◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都	産業労働局
◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。	国（東京労働局）	—

<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1) 精神障害者 <ul style="list-style-type: none"> ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2) 発達障害者、難治性疾患患者 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。 		
<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。 	都	産業労働局
<p>◇障害者の雇用・就労等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を充実します。 	都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆工賃アップセミナー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。 	都	福祉保健局
<p>◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。 	都	福祉保健局
<p>◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆福祉・トライアルショップの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場 	区市町村	福祉保健局

(通所施設等)を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護②自立訓練(機能訓練・生活訓練)③就労移行支援④就労継続支援(A型・B型)		
--	--	--

1-(4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策

若年無業者(ニート)への就労・職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆地域若者サポートステーション(愛称:サポステ)(厚生労働省認定事業) ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施します。	国(東京労働局)	—
◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」 ・働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施します。	都	産業労働局
正規雇用化のための就労支援	(実施主体)	(所管局)
◆非正規雇用対策の推進 ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。	都	産業労働局
◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援 ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組めます。	国(東京労働局)	—
◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等(概ね35歳未満の者)を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。	国(東京労働局)	— (再掲)
◆トライアル雇用制度 ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試用雇用する事業主に対して助成措置(トライアル雇用助成金)をしています。	国(東京労働局)	—
早期離職防止のための支援	(実施主体)	(所管局)
◇東京しごとセンターヤングコーナー「若者の職場定着支援事業」 ・入社3年目までの若者及び企業の育成担当者並びに管理監督者向けにセミナーやプログラム等を開催し、若年者の早期離職の防止を図るとともにキャリア形成を支援しています。	都	産業労働局

人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの若者総合相談・支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	都	都民安全推進本部 (再掲)
◇若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。	都	都民安全推進本部

1-(5) ひきこもりに係る支援

相談支援の充実	(実施主体)	(所管局)
◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営 ・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けています。(厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け) ・家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施しています。	都	福祉保健局
◇「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営 ・学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、年齢等による切れ目のないきめ細かい支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。	都	福祉保健局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	都	都民安全推進本部 (再掲)
◇若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。	都	都民安全推進本部 (再掲)
支援体制の強化（NPO等の団体育成、人材育成）	(実施主体)	(所管局)
◆東京都若者社会参加応援事業 ・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知しています。	都	福祉保健局
◆地域における若者の自立等支援体制の整備 ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行います。 ・区市町村職員向け情報交換会や地域支援者向け講習会を実施します。	都	都民安全推進本部
普及・啓発	(実施主体)	(所管局)
◆ひきこもりに係る講演会・合同相談会 ・ひきこもりについて悩んでいる家族向けに、ひきこもりについての講演会を開催しています。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施します。	都	福祉保健局

◆地域支援者向け講習会 ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、ハンドブックを作成し配布します。	都	都民安全推進本部
--	---	----------

1－(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援

少年非行防止・保護総合対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	都	警視庁
◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	都	警視庁
◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	都	都民安全推進本部
◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村	警視庁
◇東京都再犯防止推進計画に基づく施策の推進 ・令和元年7月に策定した「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを推進します。	都	都民安全推進本部
◇健全育成コンクール ・都内在学の小学生・中学生・高校生を対象とし、非行防止をテーマとした作品のコンクールを開催することで、少年の「犯罪を許さない心」を育むとともに、優秀作品をポスターなどで周知し、犯罪防止の環境整備を推進します。	都	都民安全推進本部
万引き防止対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議します。	都	都民安全推進本部 警視庁
◆万引き防止に関する啓発活動 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催します。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学生、中学生に配布します。さらに、習得した知識を生かして、児童に万引き防止標語を作成し	都	都民安全推進本部

てもらうことで、効果的な啓発を図ります。		
違法薬物の対策強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆薬物乱用のない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。 	国都	福祉保健局 警視庁
相談体制の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール、及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	都	都民安全推進本部 (再掲)
<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。 	都	都民安全推進本部
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「農業体験」や「就労支援」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。 	都	警視庁
<p>◆協力雇用主制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けています。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけています。 	都	都民安全推進本部
<p>◆自治体における就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。 	都	都民安全推進本部
<p>◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。 	国（東京労働局）	—

非行少年の立ち直りを支援する社会づくり	(実施主体)	(所管局)
<ul style="list-style-type: none"> 立ち直り支援の事例等を紹介する研修会や矯正施設等の見学会を開催するとともに、参加者間での情報交換を行うことで、地域の支援者等の連携強化を図ります。これにより、支援に携わるNPO法人等の民間団体や行政職員を育成し、裾野の拡大と取組の支援を行います。 	都	都民安全推進本部
<p>◆“社会を明るくする運動”の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行います。 	国 都 区 市 町 村	都民安全推進本部
<p>◇非行少年・再犯防止支援ガイドブック</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯防止に関する知識や支援制度、関係機関を一元化し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関の職員が犯罪をした者等の立ち直りを支援する際の支援力の向上を図るとともに、再犯防止に関する支援ネットワークの基礎を構築します。 	都	都民安全推進本部
少年鑑別所	(実施主体)	(所管局)
<p>◆少年鑑別所</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。 <p>◆鑑別</p> <ul style="list-style-type: none"> 鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。 	法務省	—
<p>◆法務少年支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。 また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。 	法務省	—
少年院	(実施主体)	(所管局)
<ul style="list-style-type: none"> 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。 <p>◆矯正教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成 	法務省	—

<p>しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。 また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。 		
更生保護	(実施主体)	(所管局)
<ul style="list-style-type: none"> 更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。 更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動、があります。 	法務省	—

1 - (7) 子供の貧困

子供の貧困	(実施主体)	(所管局)
<p>◇在宅子育てサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◇子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 公的な支援につながない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◇子供の貧困対策支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◇子育てサポート情報普及推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◇子供サポート事業立上げ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局

<p>◇フードパントリー設置事業</p> <p>・住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p> <p>・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。</p>	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
<p>◇ひとり親家庭向けポータルサイトの創設</p> <p>・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。</p>	都	福祉保健局
<p>◇ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <p>・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇校内寺子屋</p> <p>・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。</p>	都	教育庁 (再掲)
<p>◆私立高等学校等特別奨学金補助事業</p> <p>・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。</p>	公益財団法人私学財団	生活文化局 (再掲)

1－(8) ひとり親家庭に育つ子供への支援

相談体制の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター事業</p> <p>・区部にあるひとり親の総合支援拠点に加え、新たに多摩地域に総合支援拠点を設置します。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。</p> <p>・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。</p>	都	福祉保健局
<p>◆ひとり親家庭等生活向上事業</p> <p>・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子供の生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <p>・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町</p>	区市、 町村は都	福祉保健局

村は都)が自立相談支援機関窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。		
◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都	生活文化局
◇ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	都	福祉保健局
就業支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会)、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、丁寧な支援を実施します。	都	福祉保健局 (再掲)
◆在宅就業推進事業 ・ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の開拓や、受発注・納品等のサポートを行うことにより、円滑に在宅就業に従事できるよう支援します。	都	福祉保健局
◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都	福祉保健局
◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	都	産業労働局
◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行います。	国(東京労働局)	—
◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	都	産業労働局

<p>◆母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆生活保護受給者等就労自立促進事業</p> <p>・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。</p>	区市、町村は都 国（東京労働局）	福祉保健局
<p>◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。</p>	区市、町村は都	福祉保健局 （再掲）
<p>◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。</p>	区市、町村は都	福祉保健局
<p>◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。</p>	区市、町村は都	福祉保健局
子育て支援・生活の場の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</p> <p>・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。</p>	区市、町村は都	福祉保健局
<p>◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援</p> <p>・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。</p>	区市、町村は都	福祉保健局 （再掲）
<p>◆受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <p>・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。</p>	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局 （再掲）
<p>◆被保護者自立促進事業</p> <p>・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。</p>	区市、町村は都	福祉保健局 （再掲）

◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都	住宅政策本部
◇公社住宅における入居機会の確保 ・(ひとり親世帯への支援) 住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」や「児童扶養手当」を、月収額に合算して収入審査を実施。あき家先着順募集の一部住宅において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%割引します。	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
◇住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 ・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村協議会の設置を推進します。	都	住宅政策本部
◆母子生活支援施設等の支援力の向上 ・母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 ・母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。	都	福祉保健局
◆施設に入所する子供の自立支援の充実 ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。	都	福祉保健局
◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	都	福祉保健局 (再掲)
経済的支援	(実施主体)	(所管局)
◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	都	福祉保健局
◆ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◆自立援助促進事業 ・児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局

立を促進します。		
◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局 (再掲)

1 - (9) 自殺対策

相談・支援の充実による自殺防止	(実施主体)	(所管局)
◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都	福祉保健局
◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村	福祉保健局
◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村	福祉保健局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	都	都民安全推進本部 (再掲)
◇SNS 自殺相談 ・若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	都	福祉保健局
◇子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉保健局
◇「SOSの出し方に関する教育」の推進 (1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」	都	教育庁

・子供が悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。		
自殺未遂者に対する支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	都	福祉保健局

1－(10) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

① 外国人等

就学相談	(実施主体)	(所管局)
◆就学支援 ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語学級などにおいて、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を行います。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター等）	(実施主体)	(所管局)
◆外国語による教育相談の充実 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応します。	都	教育庁
◆進路相談会 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	都	教育庁
◆外国人児童・生徒 ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版）	都 区市町村	教育庁
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	都	都民安全推進本部 (再掲)
日本語指導等の充実	(実施主体)	(所管局)
◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」の改訂・充実を図り、ホームページへの掲載を継続するなどし、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実に向け、都立学校や区市町村教育委員会の取組を支援します。	都 区市町村	教育庁
◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒	都	教育庁

<p>徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。 		
<p>◇定住外国人の若者の就職等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行います。 	国（東京労働局）	—

② 難病等

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 	都	福祉保健局
<p>◆病院内教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員が病院を訪問して教育を行う「病院内訪問」により、病院内教育を行います。 	都	教育庁
<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。 	都	福祉保健局
<p>◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。 	国（東京労働局）	—
<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。 	都	産業労働局 (再掲)
<p>◆難病患者就職サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。 	国（東京労働局）	—

③ 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◇性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・SNS）（SNS相談については令和2年度中に開始予定）</p> <p>・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図ります。</p>	都	総務局
<p>◇交流の場・機会の提供（令和2年度中に開始予定）</p> <p>・自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者が集い、交流できる場・機会を提供します。</p>	都	総務局
<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <p>・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。</p>	都	都民安全推進本部 (再掲)

2 被害防止と保護

【1 児童虐待防止対策】

<現状・課題>

- 児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正などにより、制度的な充実が図られてきました。
- しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待の対応件数は一貫して増加し、平成 30 年度には 159,850 件となっています。また、都内における児童虐待対応件数は東京都 16,967 件、区市町村 17,908 件となっています。
- 虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊感情が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。
- 一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。
- このため、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見、自立支援など、切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

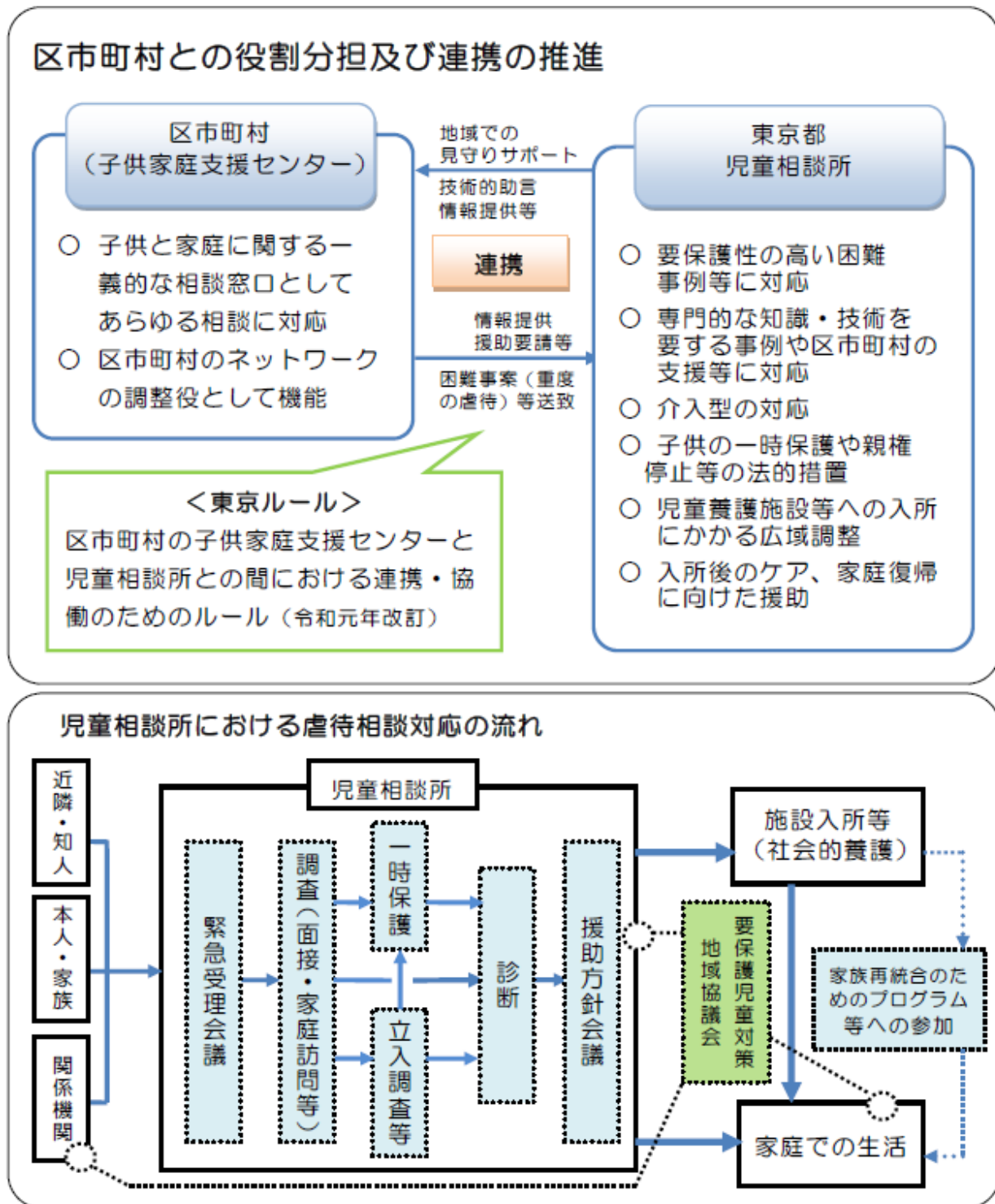
<取組・今後の方向性>

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- また、令和元年 5 月に立ち上げた児童相談体制に係る区市町村との合同検討会において、情報共有をはじめとした効果的な連携方策等を検討していきます。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 平成 31 年 4 月から施行した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。
- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。

<主な相談窓口>

- 子供家庭支援センター
- 児童相談所
- 児童虐待を防止するためのLINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」等

≪児童虐待の未然防止と対応力の強化≫



【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画(第2期)」

【2 社会的養護体制の充実】

＜現状と課題＞

- 現在、都内には、社会的養護を必要とする約 4,000 人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親に育てられない子供でしたが、近年は、被虐待児や何らかの障害があり、個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

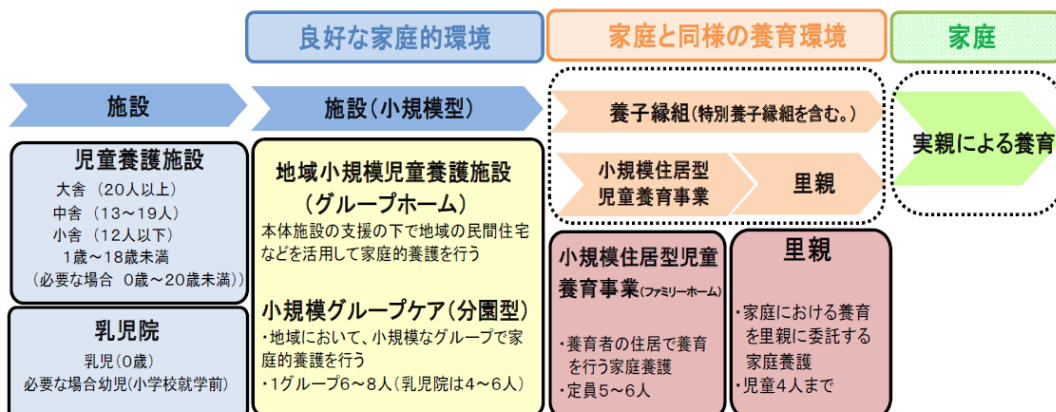
＜取組・今後の方向性＞

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等委託を推進します。また、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築し、里親に対する支援の充実を図ります。
- 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

＜主な相談窓口＞

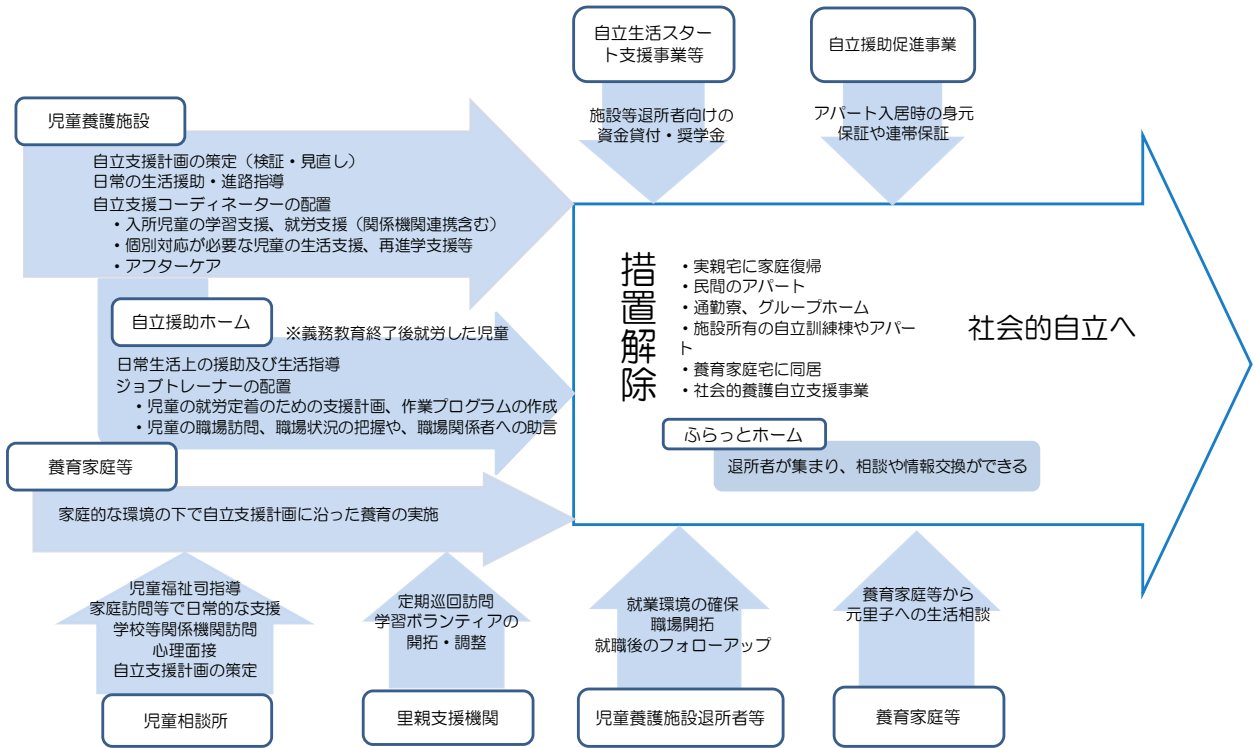
- 出身の児童養護施設又は自立援助ホーム
- ふらっとホーム（退所者向け）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

＜社会的養育に関する体系図＞



【資料】厚生労働省資料

《自立支援の体系図》



【資料】東京都福祉保健局資料

【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

(1) 児童ポルノ

<現状・課題>

- 児童ポルノは、児童（18歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。
- 児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童も後を絶ちません。特に、当該事犯は、性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態となっています。
- 児童ポルノの画像が一旦インターネット上に流出すれば、コピーが繰り返され、その削除は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くこととなります。
- 子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

<取組の方向性>

- 被害防止啓発用リーフレットの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。
- 学校、地域、家庭などに対して、啓発講演会を開催し、有害情報の例のほか、出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリなどインターネット利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、氏名や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。
- 児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP!児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

<主な相談窓口>

- STOP!児童ポルノ・情報ホットライン
- ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」等

(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

<現状・課題>

- 犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又は遺族の方々は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の者等による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等による二次的な被害にも苦しめられることがあります。
- 特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健全やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

<取組の方向性>

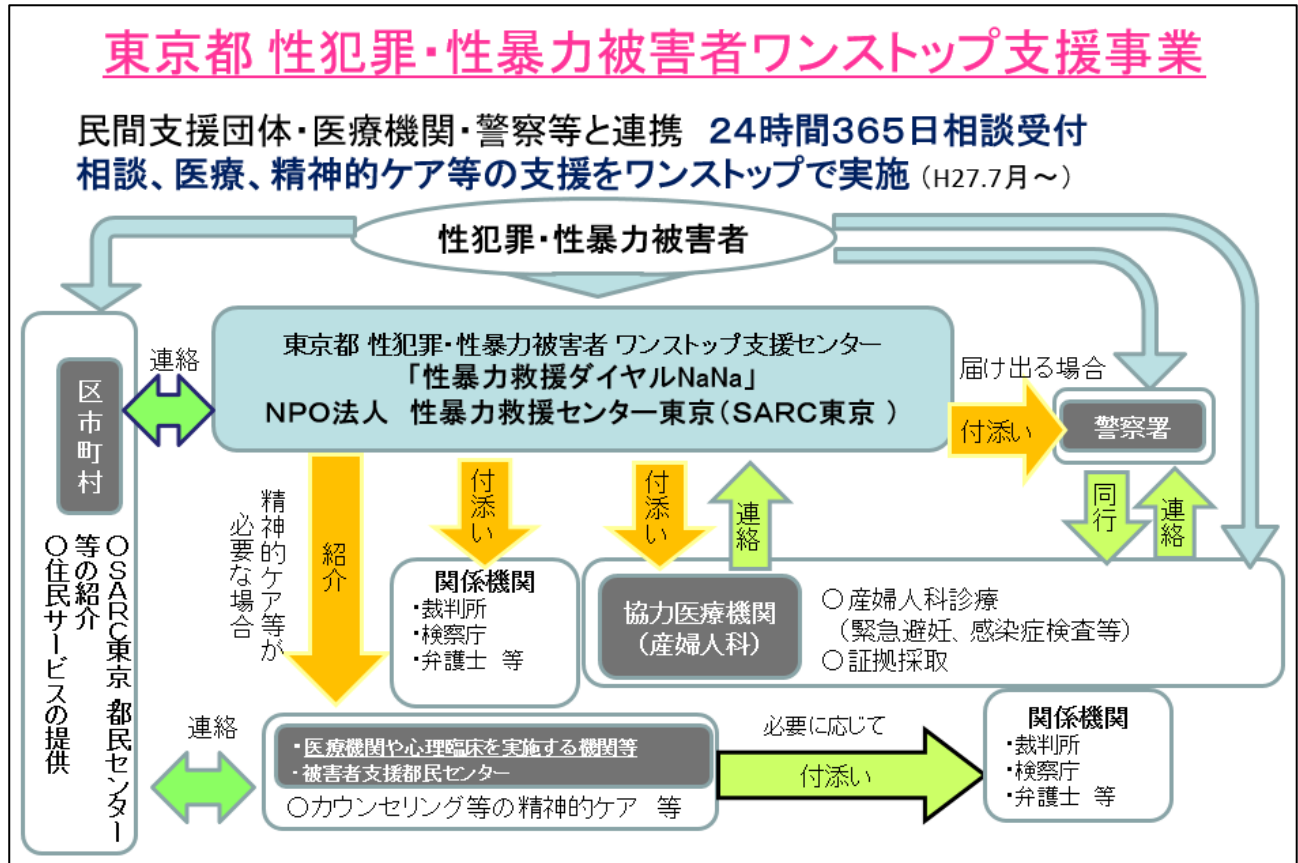
- 都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。
- 都と(公社)被害者支援都民センターが協働で運営する「東京都総合相談窓口」では、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。
また、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が連携して相談ダイヤル「性暴力救援ダイヤル NaNa」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。民間支援団体の相談員が、被害者の状況に応じて、医療機関や警察に付き添います。
- 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進しています。
- 被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。
- また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポーター」と連携した支援活動を行います。
- 児童・生徒が通学する学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

<主な相談窓口>

- 東京都総合相談窓口(公益社団法人被害者支援都民センター内)
- ヤング・テレホン・コーナー

- 少年センター
- 性暴力救援ダイヤル NaNa
- 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 等

≪ 関係機関連携図 ≫



【資料】 東京都総務局資料

2 被害防止と保護

2-1 (1) 児童虐待防止対策

◇…新規事項

未然防止対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆とうきょうママパパ応援事業</p> <p>・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <p>・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <p>・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆養育支援訪問事業</p> <p>・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <p>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇ショートステイ事業の拡充</p> <p>・ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇未就園児等全戸訪問事業</p> <p>・未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇子供の居場所創設事業</p> <p>・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <p>・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局 (再掲)

早期発見・早期対応	(実施主体)	(所管局)
<p>◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <p>・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆児童相談所の体制と取組の強化</p> <p>・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。</p>	都	福祉保健局
<p>◆学校における対応力強化</p> <p>・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布するとともに都教育委員会のWebページにも掲載し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援します。</p>	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
<p>◆医療機関における虐待対応力の強化</p> <p>・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。</p>	都	福祉保健局
<p>◆児童虐待防止の普及啓発</p> <p>・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待防止のための普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運の醸成や児童虐待を発見した際の適切な対応の啓発を行うとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。</p>	都 区市町村	福祉保健局
相談体制	(実施主体)	(所管局)
<p>◇児童虐待を防止するための SNS を活用した相談事業</p> <p>・親子のかかわりで困っていること等の相談を受ける窓口として、無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置することで、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の整備を図ります。</p>	都	福祉保健局
<p>◇子供の権利擁護専門相談事業</p> <p>・様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。</p>	都	福祉保健局

2-（2）社会的養護体制の充実

家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 11 年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が 37.4% となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していきます。 民間フォスターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築します。 養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進します。 養育者の住居において、5 人又は 6 人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 	都	福祉保健局
施設養護の機能強化	(実施主体)	(所管局)
<p>◆児童福祉施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。 	都	福祉保健局
<p>◆家庭的養育（グループホーム）の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 3 か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。 	都	福祉保健局
<p>◆乳児院の家庭養育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図ります。 また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆専門機能強化型児童養護施設制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。 	都	福祉保健局
<p>◆連携型専門ケア機能モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。 	都	福祉保健局

<p>◆児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設に勤務する専門職所職員やリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図ります。 ・児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの向上と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。 ・児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図ります。 ・児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進める上で、必要な人材の育成を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>自立支援</p>	(実施主体)	(所管局)
<p>◆東京都児童自立サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。 	都	福祉保健局
<p>◆フレンドホーム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。 	都	福祉保健局
<p>◆養護児童に対する自立支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。 ・児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します（ジョブ・トレーニング事業）。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談や、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 ・措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）。 	都	福祉保健局

◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局 (再掲)
子供の権利擁護	(実施主体)	(所管局)
◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	都	福祉保健局

2- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

①児童ポルノ対策

未然防止	(実施主体)	(所管局)
◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらの防止啓発用リーフレットを作成し、都内全小5、中1及びその保護者向けに配布しています。	都	都民安全推進本部
◆インターネット利用適正化促進事業 ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めています。	都	都民安全推進本部
◆ファミリールール講座 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	都	都民安全推進本部
相談支援	(実施主体)	(所管局)
◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	都	福祉保健局 警視庁
◆STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都	警視庁
◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青	都	都民安全推進本部

少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。		
---	--	--

②犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

犯罪被害者への情報提供	(実施主体)	(所管局)
◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都	警視庁
◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都	警視庁
相談・カウンセリング体制の整備	(実施主体)	(所管局)
◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じます。	都	警視庁
◇「ハートさん#8103」 ・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。	都	警視庁
◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内） ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都	総務局
◆性暴力救援ダイヤル NaNa ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC 東京）が連携して相談ダイヤル「性暴力救援ダイヤル NaNa」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・SARC 東京の相談員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察	都	総務局

などに付き添います。また、精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につながります。		
◇「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	都	総務局
◆ カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	都	警視庁
精神的・経済的負担の軽減に関する制度	(実施主体)	(所管局)
◆ 協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます	都	警視庁
◆ 犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都	警視庁
◆ 犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都	警視庁
◆ 犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	都	東京都公安委員会
◇ 犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童(以下「被害遺児」という。)を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。		総務局 警視庁
犯罪被害者支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆ 犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都	警視庁

<p>◇「東京都犯罪被害者等支援条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和2年4月から施行しています。 	都	総務局
---	---	-----

人間は、他者や社会との関わりの中で生きていく存在です。しかし、少子化や核家族化に加え、都市化の進展によって、家族や地域の子育て力が低下している都市部では、子供の成長・発達にとって必要な他者や地域との関係性が薄れ、経験や体験が不足しがちです。

子供・若者の成長を社会全体で応援していくことは、子供・若者一人ひとりが困難を抱えにくい環境づくりにもつながります。

家庭、学校、地域が、それぞれの特性を生かしながら、相互に連携・協力して重層的に支援し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが必要です。

1 家庭の養育力・教育力の向上

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。子供・子育て支援の充実を図るとともに、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、ともに取組を進めていくことが重要です。

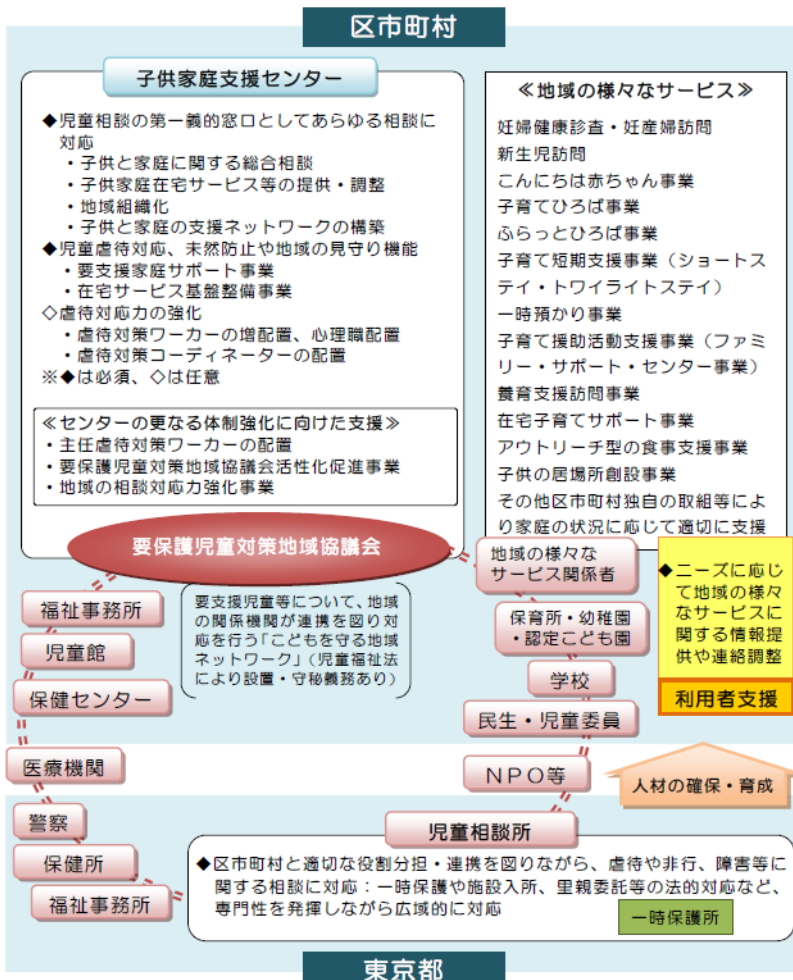
【1 子育て支援の充実】

- 子育て家庭の社会的孤立は、親の問題に止まらず、子供の自立や社会性の獲得にも影響を与えます。親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりを持ち、必要な時に身近な地域でサポートを活用できるよう支援することが大切です。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談する相手がなく、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。
- 若い人たちが、妊娠・出産に関して正しい知識を持ち、自分自身のライフプランを考えられるよう、様々な普及啓発を行います。
- また、予期しない妊娠に関する相談などに看護師等の専門職が電話やメールで応える妊娠相談ほっとラインを実施しており、継続的な支援が必要な場合には区市町村へ直接連絡を行います。
あわせて、妊娠相談ほっとラインにご相談された方で、ご自身では医療機関の受診が難しい方に対して産科等医療機関などへの同行支援を行います。
- 親の不安や悩みを軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談窓口等を整備するとともに、親子で気軽に外出し、地域の子育て親子同士が交流できるような環境整備を行います。
- 妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握やサポートを実施する区市町村を支援し、子育て世代包括支援センターの設置促進を図ります。
- 安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等とが役割分担と連携により、リスクに応じた適切な医療を提供する周産期医療、小児救急医療体制を構築します。

【2 家庭教育への支援】

- 子供の教育は家庭から始まります。家庭教育を担う保護者がその役割を十分に果たすことができるよう支援していきます。
- 乳幼児期からの家庭教育を支援するためには、地域の状況に応じた活動を行うことが必要となります。都は、保護者を対象とした学習機会の提供や、保護者の相談に気軽に乗り、きめ細かな助言を行う地域人材の養成などの区市町村の取組を支援します。
- 都は、区市町村の取組を支援するとともに、就学前の子供の多くが保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている状況を踏まえ、「就学前教育カリキュラム」や「就学前教育プログラム」を作成・配布するなど、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実を図ります。
- いじめや不登校など児童・生徒に課題が見られる場合は、学校に配置したスクールカウンセラーが保護者からの相談に応じたり、「家庭と子供の支援員」が、家庭を訪問したりするなどして支援しています。また、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から、児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして支援を行います。都は、これらの活動をさらに充実させるための環境整備に取り組みます。

《子育て家庭を地域で支える仕組みの充実》



【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画（第2期）」

1 家庭の養育力・教育力の向上に係る施策等一覧

1- (1) 子育て支援の充実

◇…新規事項

妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆保健所・保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う地域のワンストップ拠点の一つです。 ・子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他の支援機関に繋がります。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆子供家庭支援区市町村包括補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援します。 	都	福祉保健局
<p>◆生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。 	区市町村 都	福祉保健局
<p>◆とうきょうママパパ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆要支援家庭の早期発見に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネーター機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆養育支援訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。 	区市町村	福祉保健局 (再掲)

<p>◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <p>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <p>・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の充実</p> <p>・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>・子育てひろばにおいて障害や発達に関する相談支援を担当する専門職を配置し、障害の有無に関わらず、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <p>・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆一時預かり事業</p> <p>・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆保育サービスの拡充</p> <p>・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。</p>	区市町村	福祉保健局
<p>◆在宅子育てサポート事業</p> <p>・生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止します。</p>	区市町村	福祉保健局 (再掲)
<p>◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <p>・公的な支援につながない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な</p>	区市町村	福祉保健局 (再掲)

支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。		
◇子育て支援人材発掘！とうきょうチルミルプロジェクト ・とうきょうの子育てを支え、見守る全ての人々を「とうきょうチルミル」と総称し、広く都民に周知することにより、子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進します。	都	福祉保健局
◇心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進します。	都	福祉保健局
◇情報バリアフリーの充実への支援 ・地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。	都	福祉保健局
◇子育て応援とうきょうパスポート事業 ・社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。	都	福祉保健局
相談体制等	(実施主体)	(所管局)
◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	都	福祉保健局
◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	都	福祉保健局
◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応します。	都	福祉保健局
◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） ・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。	都	福祉保健局
◆4152（よいこに）電話 ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。	都	福祉保健局

周産期・小児救急医療体制整備の推進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆総合的な周産期医療体制の確保</p> <p>・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。</p>	都	福祉保健局
<p>◆小児救急医療体制の確保</p> <p>・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。</p>	都 区市町村	福祉保健局
子育てにやさしい環境の整備	(実施主体)	(所管局)
<p>◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進</p> <p>・子育て支援サービスとの連携や地域との交流が図れる子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。</p>	都	住宅政策本部
<p>◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」</p> <p>・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。</p>	都	福祉保健局
<p>◆子育て応援とうきょう会議の運営</p> <p>・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。</p> <p>(1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営</p> <p>(2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進</p> <p>(3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施</p> <p>(4) 「子育て協働フォーラム」において、子供が意見表明できる子供シンポジウムを開催</p>	子育て応援 とうきょう 会議	福祉保健局
<p>◆子供が輝く東京・応援事業</p> <p>・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、NPO法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を支援するため、新たに実施する事業（定額助成）と、既存事業のレベルアップにつながる事業（成果連動型助成）に対して、助成金を交付します。</p>	都【公益財 団法人東京 都福祉保健 財団】	福祉保健局
<p>◆ライフ・ワーク・バランスの充実</p> <p>・男性の家事育児参画を応援するWebサイト「パパズ・スタイル」において、男性に役立つ家事育児の実践方法や意識啓発につながる記事を掲載</p>	都	生活文化局

<p>し、男性やそのパートナー、親や上司の世代等社会全体に対し気運醸成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。 ・夫婦でライフ・ワーク・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施します。 		
<p>◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活とを両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ライフ・ワーク・バランス等、「働き方の見直し」について社会的気運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。 	都	産業労働局
<p>◇医療的ケア児保育支援モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。 	区市町村	福祉保健局

1－(2) 家庭教育への支援

就学前教育の充実	(実施主体)	(所管局)
<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。 	都 区市町村	教育庁 (再掲)
<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。 	都 区市町村	教育庁 (再掲)
<p>◆私立幼稚園等への助成</p> <p>(1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助</p> <p>私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園</p>	都 区市町村	生活文化局

<p>の取組を促進します。</p> <p>(2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。</p> <p>(3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。</p>		
<p>◆私立幼稚園等における預かり保育の充実</p> <p>(1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による卒園時児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「T O K Y O子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。</p>	都 区市町村	生活文化局
<p>◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助）</p> <p>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</p>	都 区市町村	生活文化局 (再掲)
<p>◆公立幼稚園における預かり保育の充実</p> <p>・子ども・子育て支援制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。</p>	都 区市町村	教育庁
地域における家庭教育支援活動の促進	(実施主体)	(所管局)
<p>◆地域の家庭教育支援活動の取組支援</p> <p>・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。</p>	都	教育庁
<p>◆広域的な家庭教育の啓発</p> <p>・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。(小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供)</p>	都	教育庁
家庭と学校との連携	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「家庭と子供の支援員」の配置</p> <p>・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応する</p>	区市町村	教育庁

<p>ため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。 		
<p>◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。 	区市町村	教育庁
<p>◆「スーパーバイザー」の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。 	区市町村	教育庁

2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成

都市化が進み、地縁が希薄になる中、子供・若者を健やかに育てていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ、一体となって取組を進めていくことが重要です。

【1 開かれた学校づくり】

- 都立学校では、保護者や地域住民等が学校運営に参加する学校運営連絡協議会を設置しています。教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価を受け、その結果に基づいて学校運営の改善を図っています。また、評価結果や学校情報をホームページなどで公表するとともに、学校行事等を地域の人たちに開放するなど、開かれた学校づくりを推進しています。
- 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設置し、企業・大学・NPO等が有する専門的教育力を、学校教育をはじめ、地域における教育活動に効果的に導入し、学校や学校外の教育活動を活性化させる取組を推進しています。地域の専門人材やボランティア等を活用し、実践的な教育活動の充実を図ります。

【2 放課後の居場所づくり】

- 就労等で保護者が昼間家庭にいない子供が放課後に安心して過ごせる居場所として、学童クラブ（放課後児童クラブ）を設置しています。都が独自に補助を行い、開所時間の延長や常勤職員を配置するなどサービスの充実を図ります。
- 全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して放課後子供教室を設置します。学童クラブ（放課後児童クラブ）と一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができます。
- また、学習、文化活動やスポーツ活動等、多様なプログラムを実施するため、地域の人材や資源を活用します。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

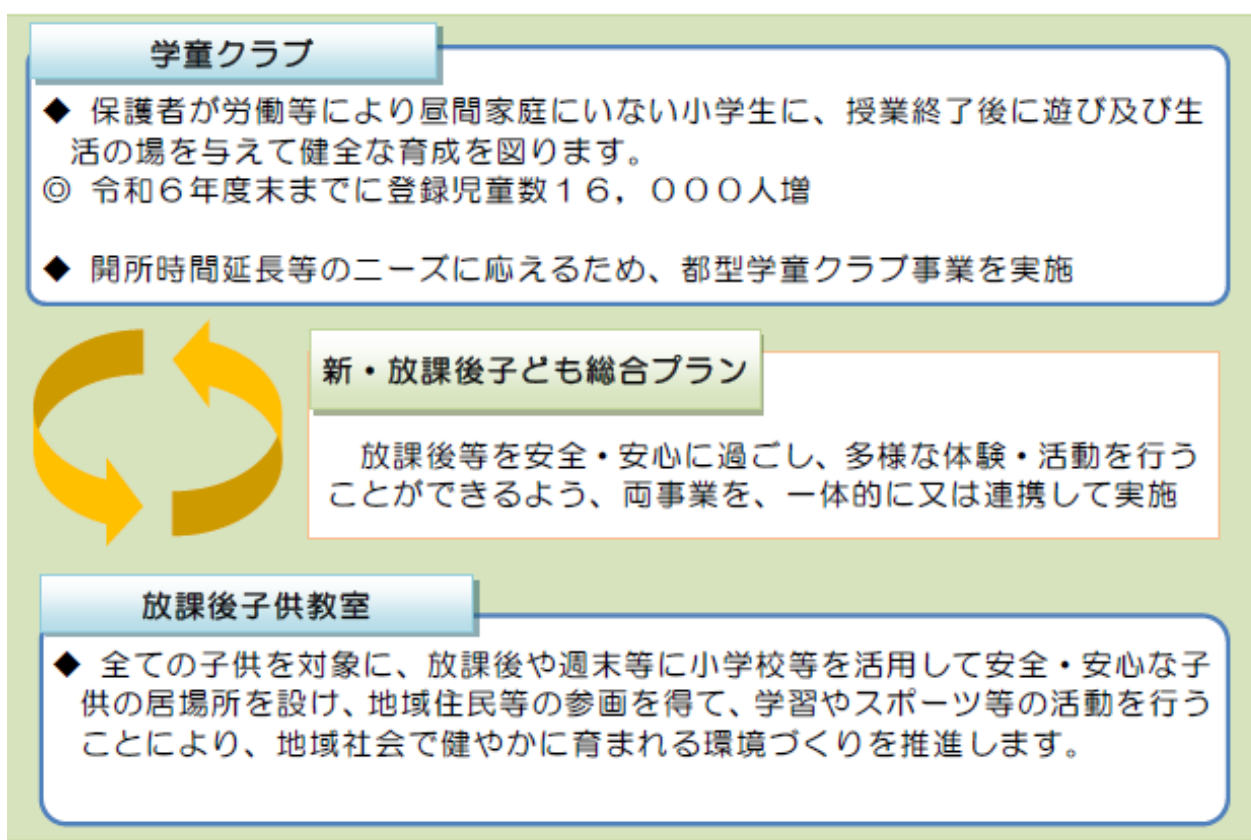
【3 地域における多様な活動の展開】

- 図書館は、地域の知の拠点として、子供や高齢者など、多様な利用者の学習活動を支援しています。絵本の読み聞かせなどの活動は、乳幼児期の子供の情操の涵養にも資する取組です。
- 児童館は、遊びの提供などを通じて同年齢・異年齢の子供集団が交流する機会を提供しています。音楽スタジオや学習室を備えた児童館は、中・高生の居場所としても活用されています。
- こうした地域活動に子供が積極的に関わることで、地域社会の中で活躍する青年像

をモデルとして、子供・若者の社会参加や地域貢献の精神が培われるとともに、世代を超えた交流が生まれ、地域が活性化していきます。

- 子供の正義感、倫理観を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めます。
- 都内各地域にある青少年健全育成地区委員会が、地域活動の主体として青少年健全育成のため地域の実情に即した活動を行っています。区市町村が推薦する取組をモデル事例に指定するとともに、地域の課題解決に取り組む地区委員会に対して必要な知識をもった専門家を派遣するなど、地域における活動の展開を推進します。

《放課後の居場所づくり》



【資料】東京都福祉保健局「子供・子育て支援総合計画（第2期）」

2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成

2-（1）開かれた学校づくり

◇…新規事項

学校運営への保護者や地域の参加	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学校運営連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営連絡協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。 	都	教育庁
地域の社会資源等の活用	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「地域学校協働活動推進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。 	都 区市町村	教育庁
<p>◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。 	都	教育庁
<p>◇人材バンク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が必要とする多様な外部人材の情報を収集・蓄積し、学校のニーズを踏まえたマッチングを行います。 	一般財団法人東京学校支援機構	教育庁

2-（2）放課後の居場所づくり

放課後の居場所づくり	(実施主体)	(所管局)
<p>◆学童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供します。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、サービスの向上を図ります。 	区市町村	福祉保健局
<p>◆放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供します。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。 	区市町村	教育庁
<p>◇子供の居場所創設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場 	区市町村	福祉保健局 (再掲)

所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。		
◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉保健局 (再掲)
◇地域における多世代交流拠点の整備 ・地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援します。	区市町村	福祉保健局
◇放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修 ○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施します。	都	福祉保健局
◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	都	福祉保健局 (再掲)
◇「TOKYOスクール・コミュニティ・プロジェクト」の推進 ・第10期東京都生涯学習審議会(建議)の提案を踏まえ、これまでの地域と学校の連携・協働に関する事業を拡充しながら、「地域コミュニティづくりの拠点としての学校」の機能を高めていくため、(1)放課後子供教室の取組の推進 (2)学校との連携による高齢者の社会参加促進事業 (3)地域学校協働活動の活性化に向けた、区市町村への統括コーディネーターの配置促進 の取組を区市町村と連携を図りながら実施していきます。	都	教育庁

3 子供・若者の育成環境の整備

次代を担う子供・若者の健やかな成長を図っていくためには、犯罪や事故による被害の防止や相談機能の確保など、安全安心に暮らせる環境づくりが重要です。

【1 地域における子供の安全対策】

- 近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 子供が保育所や学校等で安全に過ごすことができるよう、警視庁とボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置してきました。また、地域住民等の防犯行動を促進するための情報発信（警視庁の「メールけいしちょう」、「防犯アプリ『Digi Police』」など）を行っているほか、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となって子供の安全を見守る活動を実施します。
- 地域の防犯対策を促進するため、町会・自治会などが独自に行う防犯カメラの設置やパトロールなど、見守り活動の実施を支援します。
- 登下校区域における安全対策を強化するため登下校の際に通行する道路に、区市町村が設置する防犯カメラの整備に要する経費を支援するとともに、子供自身が通学路の安全を点検し、犯罪の起きやすい場所を地図に表わす安全マップづくりの活動を通じて子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。
- 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体が、都内各地域で実施される防犯活動等に参加し、地域の安全対策に貢献しています。
- 小・中・高等学校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加、体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む。）を実施します。

【2 社会環境の健全化の推進】

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、青少年の健全な育成環境を整備するため、保護者や事業者、行政の責務を明らかにするとともに、様々な取組を実施します。
- インターネット利用に起因する子供の犯罪被害や非行が発生していることを踏まえ、青少年を有害情報から守り健全な育成を図るため、青少年をはじめ保護者等を対象に、ファミリールール講座の開催やネット・スマホのトラブル相談窓口「こたメール」の運営など、安全安心にインターネットが利用できるよう啓発を図っています。
- 小・中・高等学校及び地域等でインターネットの適正な利用を推進するため、携帯電話やスマートフォン、スマートフォンのアプリケーション等を推奨する制度を活用するとともに、フィルタリングやペアレンタルコントロール等の普及啓発に取り組みます。
- 青少年が性犯罪や児童ポルノの被害に遭わないよう、保護者の同意や正当な理由のない青少年夜間外出を制限したり、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対しては、青少年を深夜に立ち入らせないように制限していま

す。

- また、青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類、刃物を指定し、青少年への販売等を制限しています。
- 「自画撮り被害」の防止に向けて、平成30年2月に改正した東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、普及啓発や教育、相談等の施策を行っていきます。

【3 若者自立支援の総合的な展開】

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」では、幅広い分野にまたがる若者の悩みの一時的受け皿として、若者やその家族等からの相談を受け、適切な支援につながることで、若者の社会的自立を後押ししていきます。また、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援者支援を実施していきます。
- 東京都子供・若者支援協議会と東京都若者総合相談センター「若ナビα」とが中心となって、各地域・各分野で子供・若者支援を行う関係機関や民間団体相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。
- 若者の支援の担い手を対象とした研修や講習会、啓発活動や情報提供等、様々な機会を通じ、子供・若者育成支援の機運を醸成するとともに、地域における支援の充実に寄与していきます。

《若ナビα相談の流れ》



【資料】東京都民安全推進本部

3 子供・若者の育成環境の整備に係る施策等一覧

3- (1) 地域における子供の安全対策

◇…新規事項

学校の防犯対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆「学校 110 番」</p> <p>・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校 110 番」を設置しています。</p>	区市町村 都	教育庁 警視庁
<p>◆セーフティ教室</p> <p>・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。</p>	区市町村 都	警視庁 (再掲)
<p>◆スクールガード、スクールガード・リーダー</p> <p>・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。</p> <p>・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。</p>	区市町村	教育庁
<p>◆スクールサポーター</p> <p>・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。</p>	区市町村 都	警視庁
<p>◆子供たちの見守り活動</p> <p>・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。</p>	区市町村	教育庁 警視庁
通学路の安全対策	(実施主体)	(所管局)
<p>◆通学路等における児童の安全確保</p> <p>・児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が子供の登下校区域に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。</p> <p>・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。</p>	区市町村 都	教育庁 都民安全推進本部 警視庁
地域の防犯活動	(実施主体)	(所管局)
<p>◆地域における見守り活動支援</p> <p>・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。</p>	区市町村 都	都民安全推進本部
<p>◆「子ども 110 番の家」活動</p> <p>・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとが</p>	区市町村	警視庁

あるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。		
◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」 ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。	都	警視庁
◇子供防犯教育人材の育成 ・子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催します。	都	都民安全推進本部
◇防犯人材ソフトパワーの発掘 ・都内で活動している市民ランナーや犬の飼い主を対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。	都	都民安全推進本部
◇ながら見守り連携事業 ・犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めていきます。	都	都民安全推進本部
◇在住外国人等の子供の安全・安心等に関する取組の推進 ・在住外国人等の子供を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないために安全に関する啓発等の安全・安心に関する取組を実施し、地域の防犯力の底上げにつなげる。	都	都民安全推進本部
◇親子で学ぶ、防犯教室事業 ・事件事故に遭う危険性が高まる小学校入学前の子供を対象に、「すぐ逃げる」等の実践訓練により子供の危険回避能力を向上させる防犯教室を実施しています。	都	都民安全推進本部
交通安全教育	(実施主体)	(所管局)
◆交通安全教育の推進 ・小学生等を対象とした「歩行者シミュレータ教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。 ・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる参加・体験型の自転車安全教室を実施します。	都	都民安全推進本部

3- (2) 社会環境の健全化の推進

インターネット利用環境の整備	(実施主体)	(所管局)
◆インターネットを適切に活用する能力の習得 ・ファミリールール講座を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援します。	区市町村 都	都民安全推進本部
◆フィルタリングの利用促進 ・青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）であり、子供の年齢等に応じた適切なフィルタリングの設定を親子で話し合うよう啓発を進めてい	都	都民安全推進本部

きます。		
<p>◆推奨携帯制度（九都県市連携）</p> <p>・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨しています。加えて、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（平成 29 年条例改正）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。</p>	都	都民安全推進本部
<p>◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営</p> <p>・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。</p>	都	都民安全推進本部 (再掲)
環境浄化活動の推進等	(実施主体)	(所管局)
<p>◆青少年の性被害等の防止</p> <p>・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第 18 条の 3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第 18 条の 5）。</p>	都	都民安全推進本部
<p>◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守</p> <p>・インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第 5 条の 2）。</p> <p>・青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対償を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第 18 条の 7）し、違反した場合には罰則（条例第 26 条）が科せられます。</p> <p>・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第 18 条の 8）。</p> <p>・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第 15 条の 2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第 15 条の 3）し、違反した場合には罰則を科しています。</p> <p>・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第 15 条の 4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第 16 条）しています。違反した場合は罰則（条例第 26 条）が科せられます。</p>	都	警視庁 都民安全推進本部
<p>◆不健全図書類等の指定</p> <p>・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を</p>	都	都民安全推進本部

指定（条例第8条）し、青少年への販売等を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。		
◆風俗営業等の規制及び業務の適正化 ・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。	都	警視庁
◇東京都青少年健全育成条例の改正（「自画撮り」被害の防止） ・近年の急激なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化を背景に、脅かされたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられた上、メールなどで送られる、いわゆる「自画撮り被害」が社会問題化している現状を受け、青少年自身の裸などの画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付き（30万円以下の罰金）で新設しました。	都	都民安全推進本部

3-（3）若者自立支援の総合的な展開

若者自立支援の総合的な展開	(実施主体)	(所管局)
◇東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供等を通じて、地域における若者支援のネットワークづくりに寄与していきます。	都	都民安全推進本部
◆東京都子供・若者支援協議会の運営 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。 ・若者が抱える複雑な課題や若者支援の取組を関係機関や民間団体と共有し、意見交換をすることを通じて、相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。	都	都民安全推進本部 (再掲)
◇地域の若者支援社会資源ポータルサイト「若ぼた」の運営 ・若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営しています。	都	都民安全推進本部
◇若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。	都	都民安全推進本部 (再掲)

第4章 推進体制等の整備

都が、本計画に掲げた理念を実現し、全ての子供・若者が希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を連携して推進していくことが欠かせません。特に、社会的自立に困難を抱えている子供・若者とその家族には、相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していくことが必要です。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に推進するため、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、着実に取り組んでいくことが求められます。

また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑・多様化していることから、国、都、区市町村、家庭、地域のNPO団体等や企業など、幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携・協力し、一体となって対応していくことが重要です。

1 都における計画の推進体制

(1) 東京都青少年問題協議会

東京都青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」等に基づいて設置された知事の附属機関です。

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申します。

[過去の審議内容]

第29期 青少年へのインターネット・携帯電話への依存に関する調査研究

第30期 「東京都子供・若者計画（仮称）」について

第31期 （前期）児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について

（後期）ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について

(2) 東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年健全育成審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。

知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は不健全なものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっています。

(3) 東京都子供・若者支援協議会

東京都子供・若者支援協議会は、「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項の規定に基づき、設置された協議会です。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とし、本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。

特に、本計画で取り扱う複雑な課題や若者支援の取組の状況等について、様々な立場の支援機関と共有し意見交換を行うことで、重層的な支援の進捗、支援機関同士の連携を通じた本計画の推進を図ります。

また、計画の中間年を目途に各施策の進捗状況をもとに、次期計画において見直しを行う上での課題整理等を行っていきます。

(4) 区市町村、民間団体等との連携

住民に最も身近な区市町村との連携を推進するとともに、地域で子供・若者の育成支援に関わるNPOなどの民間団体との連携を推進します。

具体的には、都が設置する東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、区市町村や地域で子供・若者の支援を行っている民間団体などから相談を受け、子供・若者の状況に応じた助言など支援機関に対する支援を行うとともに、「若ナビα」が有する様々な団体とのネットワークを活用し、地域における支援機関相互の連携促進に寄与していきます。

さらに、地域のニーズに応じて、区市町村が子供・若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、子供・若者の育成支援に関わる人材等の養成、資質の向上等に取り組みるとともに、先駆的な事業や困難事例等の情報や支援ノウハウを収集し、区市町村と共有するなど、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援していきます。

(5) 社会全体で取り組むための啓発

困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性を普及啓発することにより、子供・若者の育成支援に携わる関係機関相互の連携・協力を強化し、地域における支援のネットワーク整備を推進します。

2 区市町村の役割

(1) 地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進

区市町村は、子供・子育て支援施策の実施主体であり、小・中学校の設置者でもあることから、子供・若者への支援を切れ目なく実施する上で重要な役割を担っています。

このため、区市町村には、住民に身近な自治体として、その区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められます。

都は、区市町村が、地域の子供・若者の支援ニーズの実態や、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に

推進していくことができるよう支援していきます。

(2) 区市町村子供・若者計画の策定

区市町村は、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該区市町村の区域内における子供・若者の育成支援についての計画（以下「区市町村子供・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとされています（法第9条第2項）。

都は、全ての区市町村で、地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画が策定されるよう推進していきます。

(3) 地域における子供・若者育成支援ネットワーク（子供・若者支援地域協議会）の設置

区市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される子供・若者支援地域協議会を設置するよう努めるものとされています（法第19条第1項）。

都は、社会的自立に様々な困難や課題を抱える子供・若者が、身近な地域である区市町村において適切な支援が受けられるよう、区市町村における子供・若者支援地域協議会の設置を推進していきます。

○ 子供・若者支援地域協議会の仕組み

(1) 協議会を設置する趣旨

子供・若者を取り巻く社会状況は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、めまぐるしく変化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、若年無業者（ニート）、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。

子供・若者の抱える課題が、個別の支援体制における関係機関だけで対応することが困難な場合には、様々な機関が相互にネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援していくことが効果的です。また、今後、変容する社会情勢の中で、予想しがたい新たな困難が生じてきた場合においても、協議会のネットワークを活用して支援していくことが求められます。

法により地方公共団体が設置する協議会には、困難を抱えた子供・若者を含め、全ての子供・若者の自立を支援するセーフティーネットとしての役割が期待されています。

(2) 協議会の基本的な構成等

① 対象となる子供・若者

協議会における支援の対象となる子供・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（法第15条第1項本文）です。

したがって、ひきこもりや若年無業者だけではなく、不登校など様々な困難を有する子供・若者を幅広く含みます。一方、福祉、雇用といった個別の分野におけるそれぞれの担当機関や他のネットワークによる支援も充実してきていることから、他のネットワーク等だけで十分に対応可能な場合は、適切な支援機関へつなぐことが必要です。協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要があるものを対象とします。

ここにおける「子供・若者」の対象年齢は30歳代までを想定しています。

② 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、都道府県、区市町村のほか、地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれます。

なお、複数の区市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することもできます。

③ 協議会の名称

協議会の名称は、設置要綱等において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にしていれば、必ずしも「子供・若者支援地域協議会」という文字を用いる必要はありません。協議会の名称は、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっています。

④ 構成員

協議会の対象となる困難を有する子供・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源の活用や、多様なアプローチが考えられます。

このため、協議会の構成員としては、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人その他の団体並びに学識経験者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子供・若者育成支援に関連する分野に従事するものが想定されます（法第15条第1項本文）。

ただし、法律上想定されている全ての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能です。

(子供・若者支援助地域協議会を構成する関係機関の具体例)

分野	団体	個人
教育	教育委員会、教育相談センター、 学校（大学を含む。）	校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、 子供家庭支援センター 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士
保健・医療	精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院、診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士
矯正、更生 保護等	保護観察所、少年鑑別所、 少年センター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合 宿型自立支援プログラムを運営してい るNPO等の法人・団体、 ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカ フェ	キャリア・コンサルタント
総合相談 等	子供・若者総合センター*、 子供・若者の支援に携わるNPO等	少年補導員

※「少年補導センター」、「少年センター」等を含む。

⑤ 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。

協議会の運営方法は、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられますが、設置主体や地域の状況により規模等が異なるため一律に考える必要はありません。

⑥ 調整機関（法第 21 条）

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とします。

⑦ 指定支援機関（法第 22 条）

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子供・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする民間団体です。指定支援機関は、協議会を設置した地方公共団体の長が、構成機関等のうちから、1 つの団体を指定することになります。

指定支援機関は、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待されます。

⑧ 子ども・若者総合相談センター（法第13条）

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設けられるものです。

新たに相談窓口や関係施設を設ける場合のほか、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持つことも可能であり、この場合、当該機関の名称を「子ども・若者総合相談センター」とする必要はありません。

また、当該センターの相談業務を民間委託することや、複数の区市町村が共同で設置することもできます。

3 関係機関との連携の強化、人材の養成

(1) 既存の協議会、ネットワーク等との連携

社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要になります。子供・若者育成支援のネットワークを新たに構築する場合や拡充する場合には、区市町村の実情に応じて、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等と連携していくことが重要です。

必ずしも新たな仕組みを立ち上げなくても、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられます。

既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものがあります。

名称等	概要
要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等の地域ネットワーク	支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク
地域若者サポートステーション事業のネットワーク	ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ等に対応するためのネットワーク	不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク
特別支援教育を総合的に	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校にお

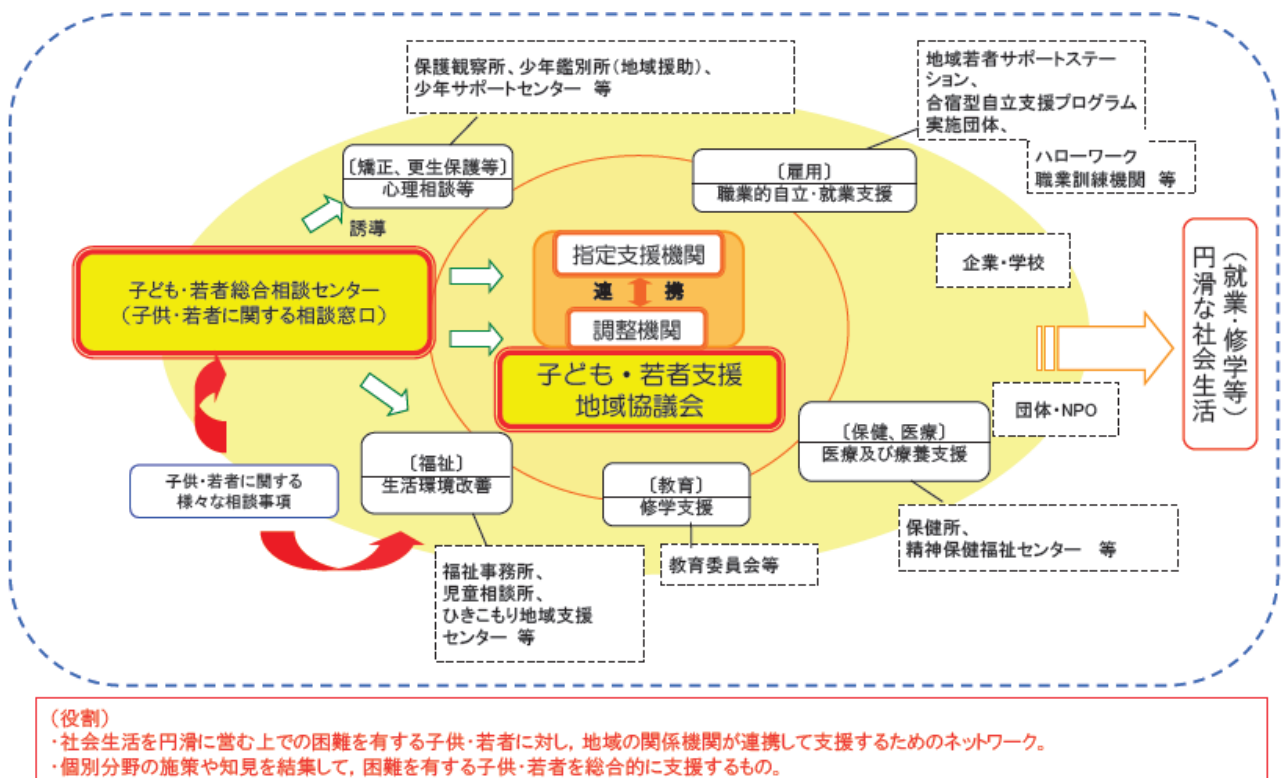
支援するためのネットワーク	ける特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク
ひきこもり地域支援センターのネットワーク	ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク
少年非行対策ネットワーク	少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

(2) 人材の養成

子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。

都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めていきます。

《地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）》



【資料】内閣府「令和元年度版子ども・若者白書」